



# 第4次 稲敷市 男女共同参画計画

令和4年3月  
稲敷市



## はじめに

急速に進む人口減少や少子高齢化、多様化するライフスタイル、さらに新型コロナウイルス感染拡大により、人々の暮らし方や働き方は変革の時代を迎えております。

この急激な変化に対応し、豊かで活力に満ちた持続可能な社会を構築していくためには、職場・家庭・地域などの様々な場面において、固定的な性別による役割分担にとられない意識の醸成や、仕事と家庭生活の調和、そしてあらゆる場面において、誰もが自分らしく生きていくことが大変重要であります。



稲敷市では、平成19年に稲敷市男女共同参画推進条例を制定し、稲敷市男女共同参画計画を策定するなど、男女共同参画の推進に取り組んでまいりましたが、このたび、新たな課題やニーズに対応するため、「第4次稲敷市男女共同参画計画」を策定いたしました。

本計画では、将来の目指すべき姿として「誰もが 互いに尊重し 支えあう 社会づくり」を掲げ、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を図ってまいります。

そして、今後も女性活躍に向けた多様なライフスタイルの推進や働き方の改革、困難な状況にあります女性の支援などの取組をさらに強化し、全ての人が共に輝き活躍できる社会づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、本計画の推進に、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました稲敷市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査・ヒアリング調査等にご協力いただいた皆様、そして関係各位の皆様方に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

稲敷市長 梶 信太郎



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	3
2 計画の性格・位置づけ.....	7
3 計画の期間.....	8
4 計画の策定体制.....	9
5 男女共同参画を取り巻く現状.....	11
第2章 計画の基本的な考え方.....	17
1 将来像.....	19
2 基本目標.....	20
3 施策体系.....	22
4 目標指数.....	24
第3章 施策の展開と推進.....	25
基本目標Ⅰ 男女共同参画を進める市民の“意識づくり” .....	27
施策の方向1 子どものころからの男女共同参画教育の充実.....	27
施策の方向2 多様性に配慮した広報・啓発活動の推進.....	29
施策の方向3 男性の家事・育児等への参加意識の啓発.....	31
基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる“社会づくり” .....	33
施策の方向1 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進.....	33
施策の方向2 働く場における女性の活躍を支える環境づくり.....	35
施策の方向3 地域社会における男女共同参画の推進.....	37
施策の方向4 政策・方針決定過程への女性の参画促進.....	39
基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる“生活環境づくり” .....	41
施策の方向1 誰もが安心して暮らせる環境の整備.....	41
施策の方向2 人生100年時代を見据えた生涯にわたる健康づくり.....	43
施策の方向3 あらゆる暴力の根絶.....	45
計画の推進.....	47

資料編.....	49
1 策定の経過.....	51
2 規定・委員名簿.....	52
3 用語解説.....	59
4 施策一覧.....	62

# 第1章 計画の策定にあたって





# 1 計画策定の趣旨・背景

## (1) 計画策定の趣旨

この計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条に定義されています。

本市では、地域一丸となって男女共同参画社会の実現に取り組み、男女が互いに人権を尊重し、あらゆる分野で積極的にまちづくりへ参画できるよう、基本的な指針として「第4次稲敷市男女共同参画計画」を策定します。

### ■男女共同参画社会基本法〈抜粋〉(平成11年法律第78号)

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

## (2) 計画策定の背景

本市では、男女が互いに人権を尊重し、あらゆる分野において積極的にまちづくりに参画できる社会を実現するため、平成19年3月に「稲敷市男女共同参画計画」、平成25年3月に「第2次稲敷市男女共同参画計画」を策定しました。

平成29年3月に策定した「第3次稲敷市男女共同参画計画」においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく基本計画と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく推進計画を包含するなど、様々な分野において男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進してきました。

男女共同参画に対する市民の理解は着実に深まっていますが、性別による固定的な役割意識や慣行は根強く、DVや各種ハラスメント、政策・方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画など、様々な場面で問題が生じています。

また、頻発する大規模災害や世界規模の感染症の流行に起因する女性への深刻な影響、女性活躍推進に向けた新たな生活様式への対応、人生100年時代を見据えた生涯にわたる健康の実現や生活環境の整備、性の多様性への理解など、男女共同参画を取り巻く現状及び課題を踏まえた対策が必要になっています。

さらに、平成27年9月の国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）には「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、17の国際目標が定められており、そのひとつとしてジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行うことが示されています。

このような状況を踏まえ、SDGs（持続可能な開発目標）の視点に基づき、男女が社会の対等な構成員としてその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野で活躍する取組をより一層推進していくことが重要です。

### ■SDGs: Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)



資料：外務省ホームページ

## ○男女共同参画を取り巻く国の動向

「第3次稲敷市男女共同参画計画」策定以降の主な国の動向は次の通りです。

分野・時期	動向
<b>【労働分野】</b>	
平成30年	●「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布 時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、正社員と非正規社員の間 の不合理的な待遇差の禁止を図る関連法を施行。
令和元年	●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大やハラスメント防止対策の強化など。
<b>【政治分野】</b>	
平成30年	●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 国や地方議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができるだけ均等となるこ とを目指すことが基本原則とされた。
令和3年	●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」 公布・施行 男女を問わず立候補や議員活動をしやすい環境整備などを行うため、政党などの 取組の促進や、ハラスメントへの対応を含む施策の強化が盛り込まれた。
<b>【性犯罪や暴力に関する分野】</b>	
平成29年	●「刑法の一部を改正する法律」公布・施行 犯罪の定義が拡大されるとともに厳罰化が図られた。
令和元年	●DV防止法改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一 部を改正する法律」成立・公布 DV対応と児童虐待対応との連携強化に向け、児童相談所を関係機関として明文化、 保護の適用対象としてDV被害者の同伴家族が含まれることなどが盛り込まれた。
<b>【国際協力分野】</b>	
平成28年	●「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 開発協力に際し途上国の女性の活躍推進の取組に貢献し、SDGsの目標「ジェンダ ー平等」の実現を目指して、女性と女児の権利の尊重や女子教育、女性の指導的役 割への参画推進などを重点分野とした。
<b>【新たな計画の策定】</b>	
令和2年 12月	●「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定 新しい令和の時代を切り拓き、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを 目指して策定。

○男女共同参画を取り巻く茨城県の動向

「第3次稲敷市男女共同参画計画」策定以降の主な県の動向は次の通りです。

時期	動向
令和2年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画センター」を新設 男女共同参画社会の実現や女性活躍の推進のための拠点として、「茨城県女性プラザ」と「男女共同参画支援室」の機能を一元化。</li> </ul>
令和2年 11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画センターの名称を「ダイバーシティ推進センター」に改称</li> </ul>
令和3年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」策定 「あらゆる分野における男女共同参画の推進」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の3つを基本目標として、中長期的な展望に立った県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示す。</li> </ul>
令和3年 7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「いばらきダイバーシティ宣言」発表 広くダイバーシティの考え方を共有し、多様性を認め合う社会を実現するために、県内経済団体、業界団体などとともに発表。</li> </ul>

## 2 計画の性格・位置づけ

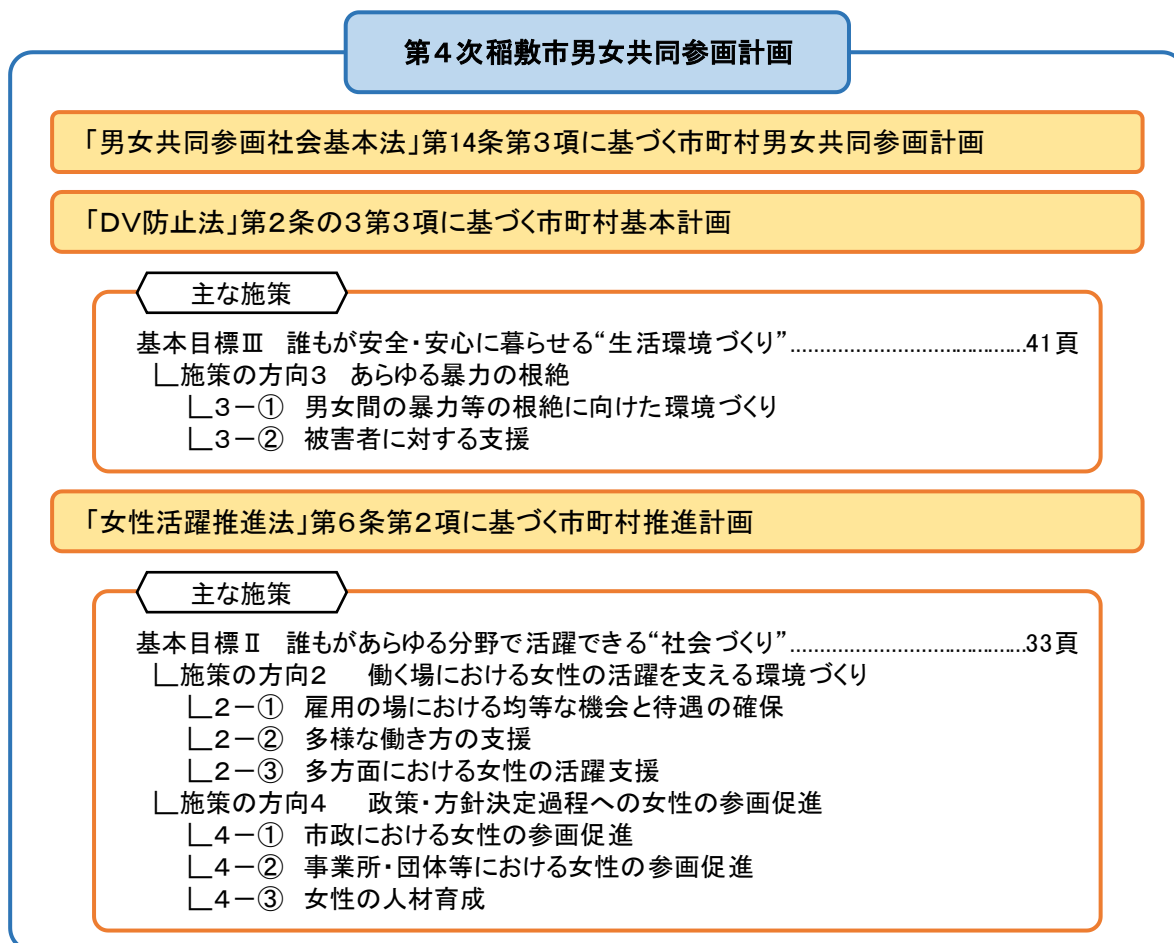
この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、本市における男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき基本的方向や具体的方策を明らかにするものです。

「あらゆる暴力の根絶」などの項目は「DV防止法」に基づく市町村基本計画、「働く場における女性の活躍を支える環境づくり」「政策・方針決定過程への女性の参画促進」などの項目は「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画を包含した計画と位置づけます。

策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」や茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」を踏まえるとともに、「第2次稲敷市総合計画」をはじめとする関連する計画との整合性や調和を図りました。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の視点も踏まえ、市民をはじめ多様な主体と連携・協働し、計画を推進することで、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指します。

### ■計画の位置づけ



### 3 計画の期間

本計画は、国・県の男女共同参画基本計画及び第3次稲敷市男女共同参画計画の計画期間を勘案し、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間とします。

■計画の期間

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
【稲敷市】 第4次稲敷市男女共同参画計画		令和4(2022)年度～令和8(2026)年度				
【県】 茨城県男女共同参画基本計画(第4次)	令和3(2021)年度～令和7(2025)年度					
【国】 第5次男女共同参画基本計画	令和3(2021)年度～令和7(2025)年度					

## 4 計画の策定体制

### (1) 審議会での検討

本計画を策定するにあたり、関係団体や市民の代表者などで構成する「稲敷市男女共同参画審議会」において、計画内容について審議を行い、幅広い意見の集約と計画への反映を図りました。

### (2) アンケート調査の実施

#### ○男女共同参画に関する市民意識調査

市民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権、女性の活躍に関する意識・実態などを把握するために実施しました。

##### ■実施概要

調査実施時期	令和3年7月～8月
調査対象	20歳以上（令和3年7月1日現在）の稲敷市住民の中から、性別及び年齢、居住地区等を考慮し、無作為に抽出した2,000人
調査方法	郵送による配布・回収
配布・回答の結果	配布数：2,000件　有効回答数：718件　有効回答率：35.9%

#### ○男女共同参画に関する中学生意識アンケート

中学生の男女平等に対する意識を把握するために実施しました。

##### ■実施概要

調査実施時期	令和3年6月～7月
調査対象	市内の中学2年生
調査方法	タブレットを活用した調査
配布・回答の結果	配布数：277件　有効回答数：241件　有効回答率：87.0%

### ○男女共同参画に関する職員意識アンケート

市職員の男女平等や女性の活躍に関する意識などを把握するために実施しました。

#### ■実施概要

調査実施時期	令和3年9月
調査対象	市職員
調査方法	庁内グループウェアを活用した調査
配布・回答の結果	配布数：395件　有効回答数：311件　有効回答率：78.7%

### (3) パブリックコメントの実施

---

令和3年12月17日から令和4年1月11日までの期間を設けて計画案の内容を公表し、それに対する市民からの意見を公募しました。

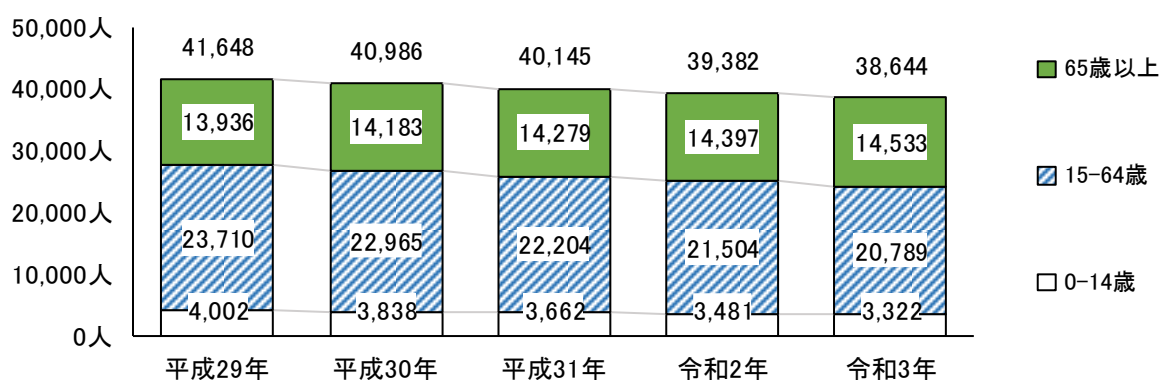


## 5 男女共同参画を取り巻く現状

### (1) 人口の推移

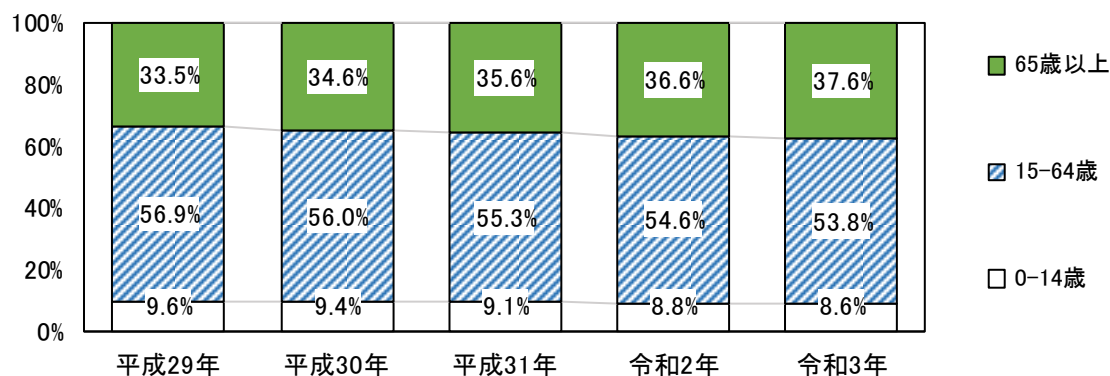
本市の総人口は年々減少しており、令和3年には38,644人となっています。年齢3区分別で見ると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口が増加しており、令和3年には14,533人（構成比37.6%）となっています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在・年齢不詳を除く）

■年齢3区分別構成比の推移

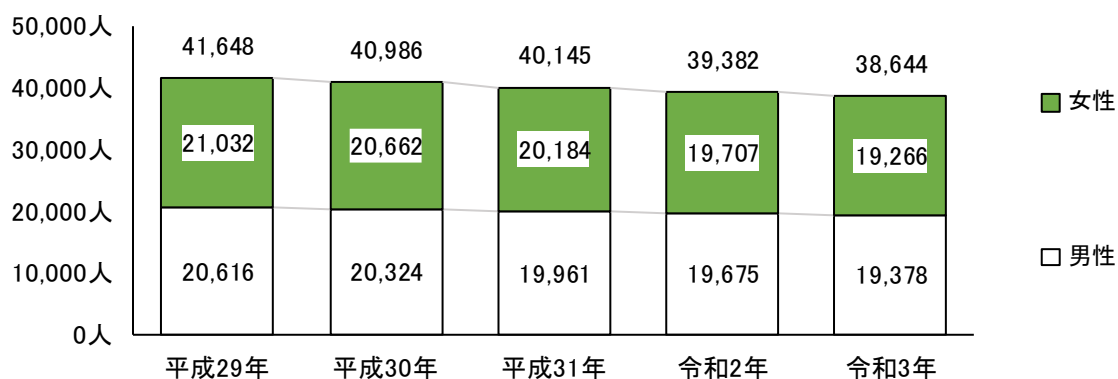


資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在・年齢不詳を除く）

## (2) 男女別の人口

人口の推移を男女別にみると、男女ともに年々減少しており、令和3年には女性が19,266人、男性が19,378人となっています。令和2年までは女性の人口が男性の人口を上回っていましたが、令和3年では男性の人口が女性の人口を上回っています。

■男女別人口の推移

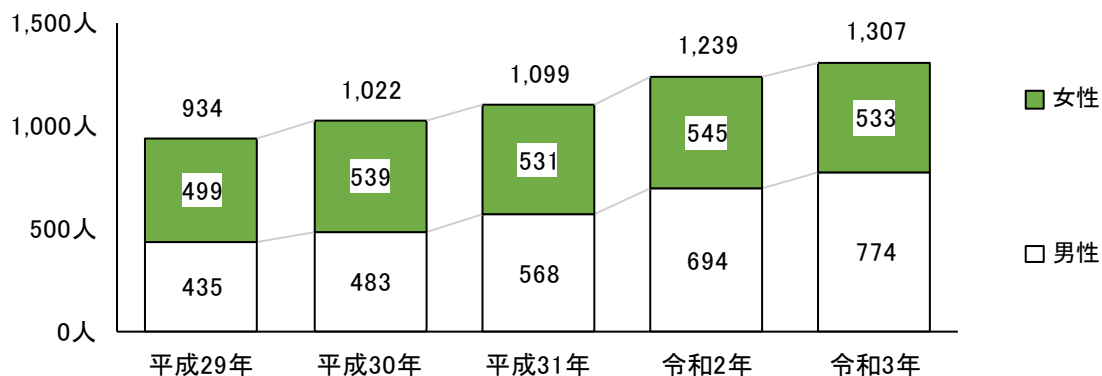


資料:茨城県常住人口調査(各年4月1日現在・年齢不詳を除く)

## (3) 外国人の人口

本市の外国人数は年々増加しており、令和3年には1,307人となっています。特に、男性は一貫して増加しており、平成31年以降は女性の人口を上回っています。

■男女別外国人数の推移



資料:市民窓口課(各年4月1日現在)

## (4) 世帯の状況・家族形態

本市の世帯数は、平成17年をピークに減少していましたが、令和2年に増加に転じ14,495世帯となっています。また、核家族世帯数の構成比（一般世帯数に占める割合）は増加し続けており、令和2年では53.3%となっています。

1世帯あたりの人員は、世帯人員が減少する中で、単独世帯や核家族世帯の増加などから減少傾向にあります。一貫して国及び県平均を上回っており、令和2年では2.61人となっています。

## ■世帯数の推移

単位：世帯、人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	14,408	15,026	14,790	14,432	14,495
親族世帯数	12,254	12,266	11,849	11,197	10,572
(構成比)	85.0%	81.6%	80.1%	77.6%	72.9%
核家族世帯数	7,111	7,445	7,541	7,585	7,730
(構成比)	49.4%	49.5%	51.0%	52.6%	53.3%
その他の親族世帯数	5,143	4,821	4,308	3,612	2,842
(構成比)	35.7%	32.1%	29.1%	25.0%	19.6%
非親族世帯数	12	61	127	124	132
(構成比)	0.1%	0.4%	0.9%	0.9%	0.9%
単独世帯数	2,142	2,699	2,814	3,107	3,753
(構成比)	14.9%	18.0%	19.0%	21.5%	25.9%
世帯人員	50,211	48,624	45,694	41,493	37,766
1世帯あたりの人員	3.48	3.24	3.09	2.88	2.61

資料：国勢調査（構成比は一般世帯数に占める割合）

## ■「参考」1世帯あたりの人員の推移

単位：人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
茨城県	2.99	2.84	2.68	2.55	2.37
国	2.67	2.55	2.42	2.33	2.21

資料：国勢調査

## (5) 子どものいる家庭の状況

6歳未満世帯員のいる世帯、18歳未満世帯員のいる世帯いずれについても、世帯数は減少しており、令和2年では、6歳未満世帯員のいる世帯数は685世帯、18歳未満世帯員のいる世帯は1,950世帯となっています。

また、世帯人員についても、6歳未満世帯員のいる世帯、18歳未満世帯員のいる世帯いずれも減少しています。

### ■子どものいる世帯数の推移

単位：世帯、人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
<b>6歳未満世帯員<sup>※</sup>のいる一般世帯</b>					
世帯数	1,996	1,661	1,355	1,026	685
世帯人員	10,130	8,309	6,963	5,175	3,291
6歳未満世帯人員	2,609	2,205	1,790	1,372	1,044
<b>18歳未満世帯員<sup>※</sup>のいる一般世帯</b>					
世帯数	5,535	4,716	3,934	3,132	1,950
世帯人員	27,291	22,724	18,952	14,850	9,306
18歳未満世帯人員	9,757	8,134	6,779	5,419	4,327

※平成12年及び平成17年は「親族のいる一般世帯」

資料：国勢調査

## (6) 母子・父子世帯の状況

いわゆるシングルマザー（母子世帯）、シングルファーザー（父子世帯）の家庭について、母子・父子世帯数は、平成17年をピークに減少していましたが、令和2年は増加に転じ、198世帯となっています。

また、令和2年における親族世帯に占める母子・父子世帯の割合は1.9%となっています。

### ■母子・父子世帯数の推移

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯数	193	222	201	164	169
父子世帯数	43	48	44	29	29
母子・父子世帯数	236	270	245	193	198
親族世帯に占める割合	1.9%	2.2%	2.1%	1.7%	1.9%

※平成12年及び平成17年は「親族のいる一般世帯」

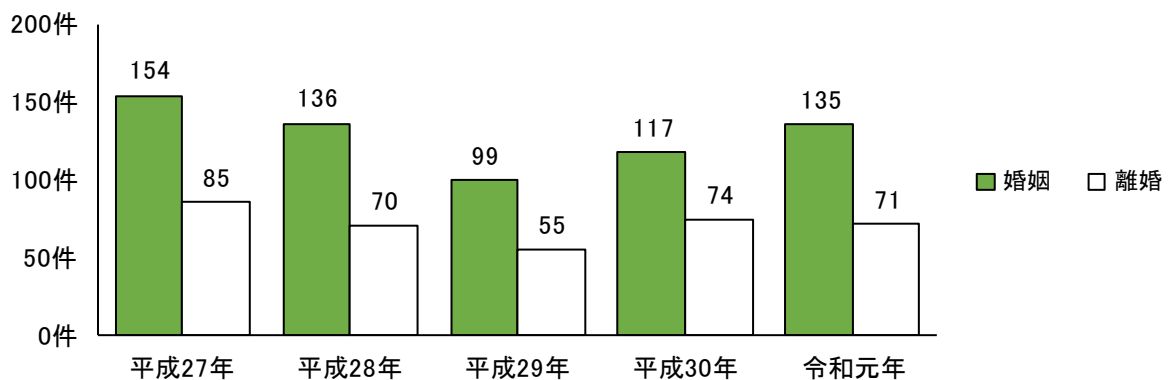
資料：国勢調査

(7) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻件数は減少傾向にありましたが、平成30年以降は増加しており、令和元年では135件となっています。婚姻割合は、全国及び茨城県より低い割合で推移しています。

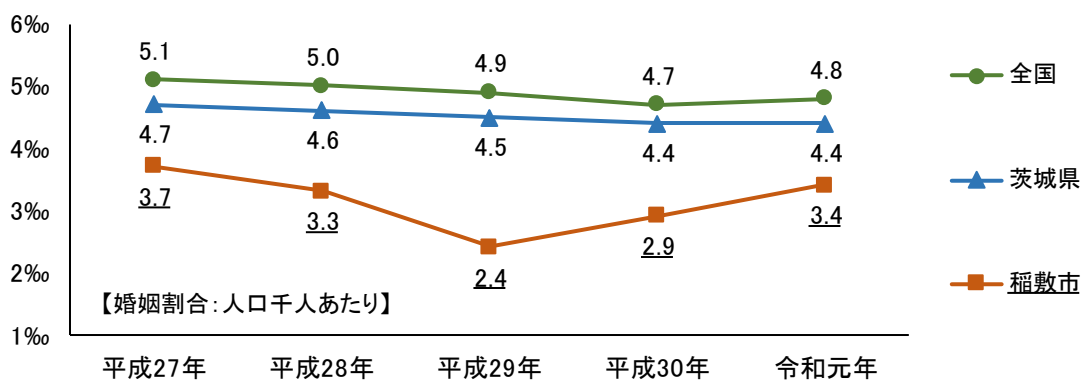
また、離婚件数は減少傾向にあり、平成30年に増加に転じたものの、令和元年には再び減少し71件となっています。離婚割合は、平成30年以降、全国及び茨城県より高くなっています。

■婚姻・離婚件数の推移



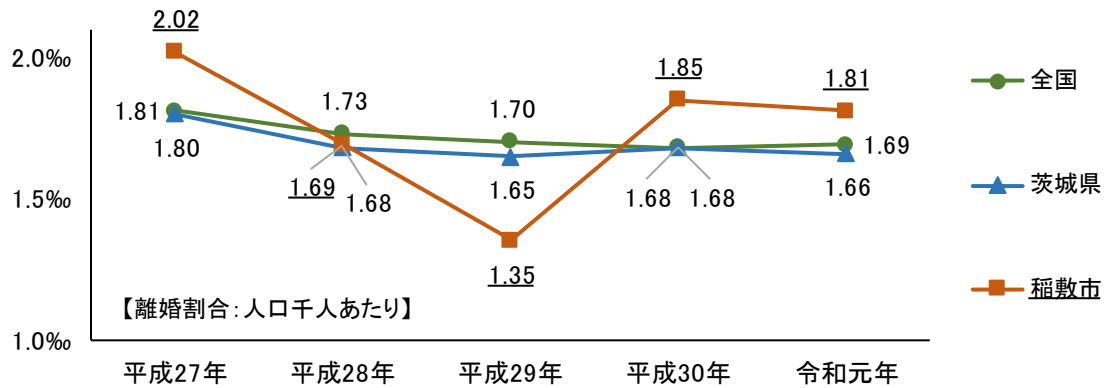
資料：茨城県人口動態統計(各年1月1日～12月31日)

■婚姻割合の推移



資料：茨城県人口動態統計(各年1月1日～12月31日)

■離婚割合の推移



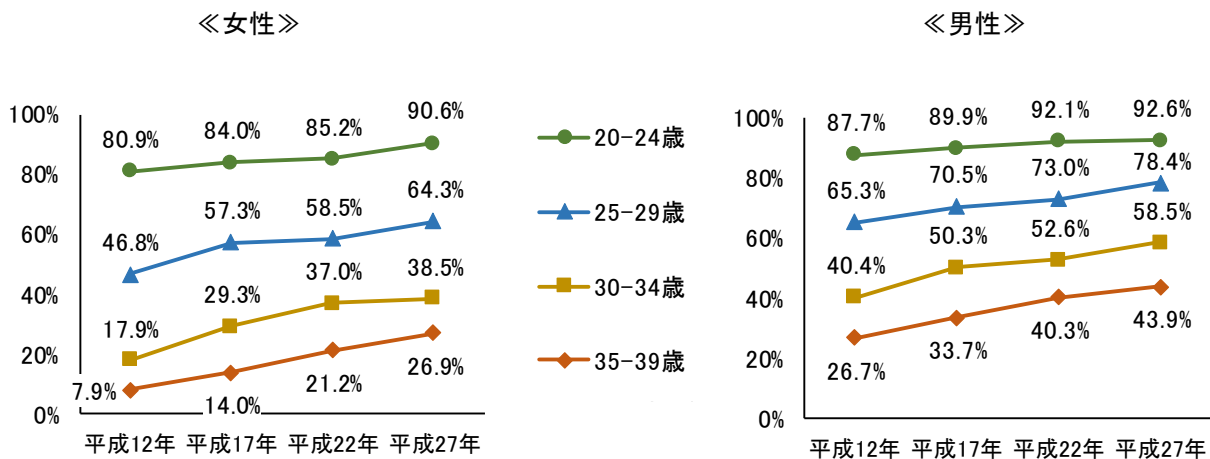
資料：茨城県人口動態統計(各年1月1日～12月31日)

(8) 男女別の婚姻の状況

近年、晩婚化・非婚化が進んでおり、本市においても平成12年から平成27年にかけて、女性、男性いずれもすべての年代で未婚率が上昇しています。

未婚率が最も低い35～39歳の数値をみると、平成27年では、女性が26.9%、男性が43.9%となっています。

■男女別未婚率の推移



資料：国勢調査

## 第2章 計画の基本的な考え方





## 1 将来像

これまで、本市では稲敷市男女共同参画推進条例第3条に定める基本理念を基に男女共同参画分野における将来像「女（ひと）と男（ひと）が互いに尊重し合うまち」を目指して、あらゆる分野において性別にかかわらず自らの意思で参画できる社会の実現につながる意識づくりや、男女がともに活躍できる環境づくり、安全・安心な社会づくりに取り組んできました。

しかし、社会情勢は刻々と変化しており、さらなる女性活躍推進の機運が高まっていること、多様な性の在り方についての関心が集まっていることなどから、誰一人取り残されることのないよう、幅広く多様な人々を包摂し、誰もが活躍できる男女共同参画社会を目指す必要があります。

このため、上記の観点や本市の現状及び課題を踏まえ、新たな男女共同参画分野における将来像を次のように設定します。

また、稲敷市男女共同参画推進条例第3条に定める基本理念については、本計画においても、引き続き計画の基本理念として掲げます。

### ■□第4次計画の将来像□■

**誰もが 互いに尊重し 支えあう 社会づくり**

### ■□基本理念□■

1 男女の人権の尊重

2 社会における制度  
または慣行に  
ついての配慮

3 政策等の立案  
および決定への  
共同参画

4 家庭生活における  
活動と他の活動の  
両立

5 国際的協調

## 2 基本目標

本市における男女共同参画の課題解決を図るため、男女共同参画を取り巻く社会環境や本市のこれまでの取組、アンケート結果などによる課題を踏まえ、基本目標と施策の方向を次のように定めます。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画を進める市民の“意識づくり”

- 一人ひとりの人権が尊重され、性別により差別されることなく、個性と能力を発揮することができる心豊かに暮らせる社会の実現を目指します。
- 市民一人ひとりが関心を持ち、自分自身の問題として捉え、その解決の必要性を認識することが重要です。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、子どもの頃からの教育、啓発活動を推進し、固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の確立を図ります。

#### 施策の方向

- |   |                                |
|---|--------------------------------|
| 1 | 子どものころからの男女共同参画教育の充実 <b>重点</b> |
| 2 | 多様性に配慮した広報・啓発活動の推進             |
| 3 | 男性の家事・育児等への参加意識の啓発             |

## 基本目標II 誰もがあらゆる分野で活躍できる“社会づくり”

- 男女共同参画社会の実現には、誰もがいきいきと働き続けられる社会環境の整備が重要です。
- ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方の支援などにより、個性や能力を発揮した生き方が選択できる環境の整備に努めます。
- 女性のエンパワーメントの促進や女性が働きやすい環境づくりなどで、あらゆる分野における女性のさらなる参画と活躍を推進します。

### 施策の方向

- |   |                       |    |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進 | 重点 |
| 2 | 働く場における女性の活躍を支える環境づくり |    |
| 3 | 地域社会における男女共同参画の推進     |    |
| 4 | 政策・方針決定過程への女性の参画促進    |    |

## 基本目標III 誰もが安全・安心に暮らせる“生活環境づくり”

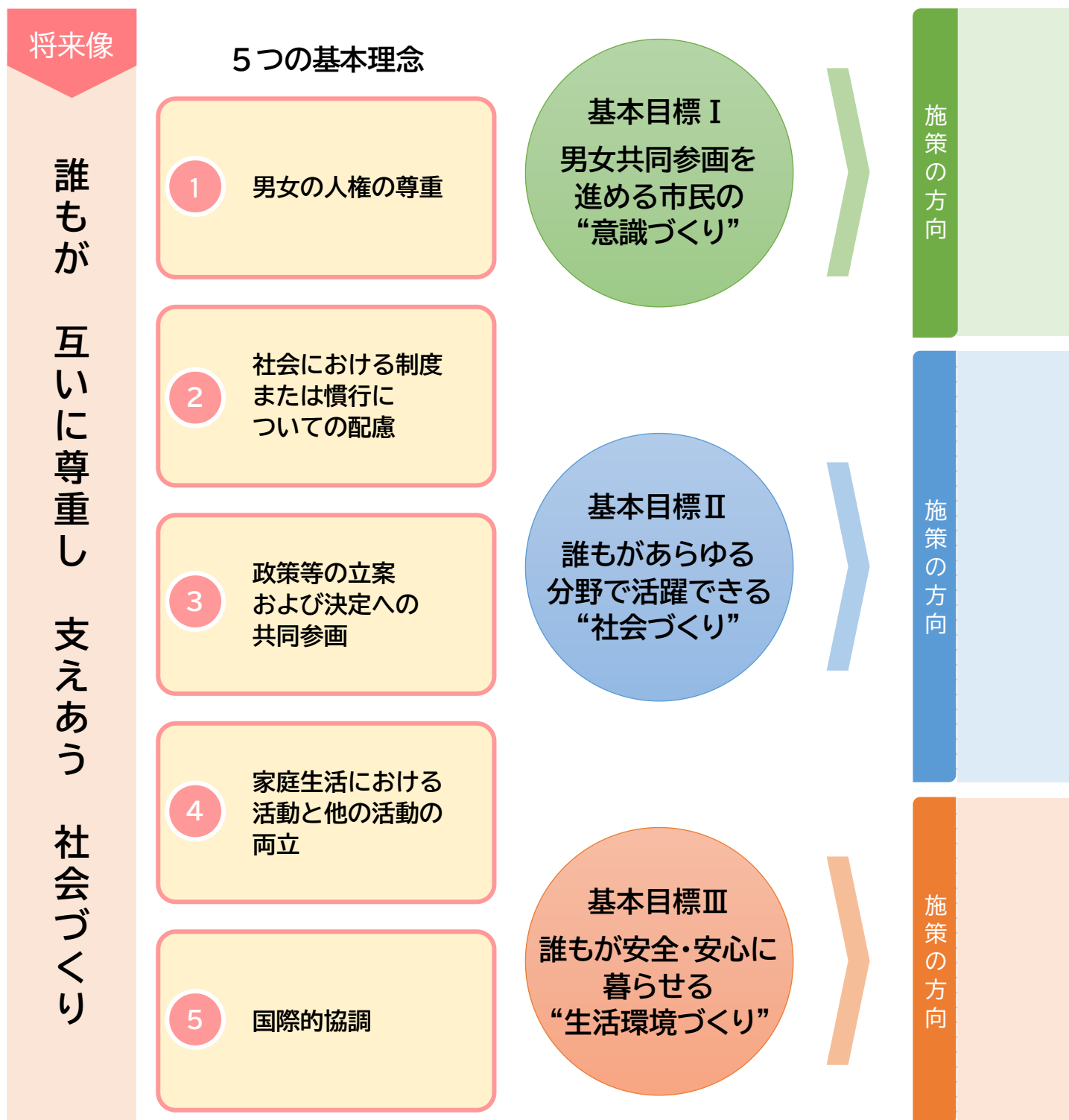
- 多様な性のあり方を認め合う環境づくりや、生涯にわたる一人ひとりに応じた健康づくりが重要です。
- 年齢、障がいの有無などにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会を目指し、生活環境の向上や自立支援に取り組みます。
- 暴力は、重大な人権侵害であるという認識に立ち、暴力の発生を防ぐ環境づくりに取り組みます。

### 施策の方向

- |   |                          |    |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 誰もが安心して暮らせる環境の整備         | 重点 |
| 2 | 人生100年時代を見据えた生涯にわたる健康づくり |    |
| 3 | あらゆる暴力の根絶                |    |

### 3 施策体系

本市の男女共同参画分野における将来像の実現に向け、展開する施策の体系は次のとおりです。



### 1 子どものころからの男女共同参画教育の充実

重点  
施策

- ①男女共同参画の視点に立った学校教育の充実 ②男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実

### 2 多様性に配慮した広報・啓発活動の推進

- ①意識啓発・情報提供の充実

### 3 男性の家事・育児等への参加意識の啓発

- ①家庭・地域・職場等における慣行の見直し

### 1 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

重点  
施策

- ①職場における両立支援の推進 ②子育て支援の充実

### 2 働く場における女性の活躍を支える環境づくり

- ①雇用の場における均等な機会と待遇の確保 ②多様な働き方の支援 ③多方面における女性の活躍支援

### 3 地域社会における男女共同参画の推進

- ①地域コミュニティにおける男女共同参画 ②防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画

### 4 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ①市政における女性の参画促進 ②事業所・団体等における女性の参画促進 ③女性の人材育成

### 1 誰もが安心して暮らせる環境の整備

重点  
施策

- ①ジェンダー平等の推進 ②援助が必要な家庭等への支援

### 2 人生100年時代を見据えた生涯にわたる健康づくり

- ①男女の主体的な健康づくりの推進 ②妊娠・出産等に関する健康支援

### 3 あらゆる暴力の根絶

- ①男女間の暴力等の根絶に向けた環境づくり ②被害者に対する支援

## 4 目標指数

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画を進める市民の“意識づくり”

No.	項目	実績値【令和3年度】	目標値【令和8年度】
1	社会全体でみた場合に男女の地位は「平等」と回答する割合	女性：10.6% 男性：19.7%	女性：20% 男性：25%
2	家庭生活でみた場合に男女の地位は「平等」と回答する割合	女性：14.9% 男性：19.1%	女性：20% 男性：25%
3	中学生の男女共同参画の認知度	18.7%	25%

### 基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる“社会づくり”

No.	項目	実績値【令和3年度】	目標値【令和8年度】
1	ワーク・ライフ・バランスの認知度	25.8%	30%
2	家庭生活又は地域・個人の生活と仕事を両立している割合	女性：17.0% 男性：12.2%	女性：35% 男性：35%
3	市の審議会・行政委員会等における女性の登用率	審議会等：21.3% 行政委員会等：8.8%	審議会等：30% 行政委員会等：30%
4	課長級以上の職員に占める女性職員の割合	2.5%	20%

### 基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる“生活環境づくり”

No.	項目	実績値【令和3年度】	目標値【令和8年度】
1	男性は仕事、女性は家庭という考え方を「そう思わない」とする割合	女性：63.4% 男性：55.3%	女性：75% 男性：65%
2	ジェンダーやダイバーシティの認知度	ジェンダー：45.8% ダイバーシティ：25.6%	ジェンダー：50% ダイバーシティ：30%
3	「相談できなかった」と回答するDV被害者の割合	女性：34.6%	女性：15%

## 第3章 施策の展開と推進





## 基本目標

### 男女共同参画を進める市民の“意識づくり”

- 子どもの頃からの学校教育、あらゆる世代を対象とした生涯学習を充実します。
- 多様性に配慮しながら、男女共同参画に関する理解促進を図り、固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、慣行などの見直しを推進します。
- 男性自身の固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、社会全体が男性の地域生活や家庭生活への参画について理解を深めるための取組を推進します。

重点  
施策

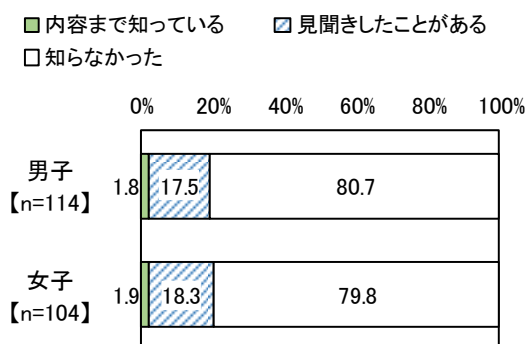
## 施策の方向1

### 子どものころからの男女共同参画教育の充実

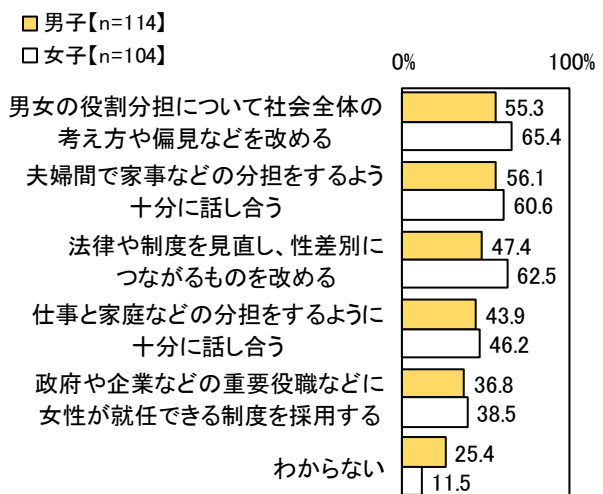
#### ▶現状と課題

- 「男女共同参画」について、中学生の男女ともに「知らなかった」が最も多く、男子では80.7%、女子では79.8%を占めています。
- 男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要なこととして、男子では「夫婦間で家事などの分担をするよう十分に話し合う」が56.1%で最も多く、女子では「男女の役割分担について社会全体の考え方や偏見などを改める」が65.4%で最も多くなっています。
- 男子では「わからない」との回答が25.4%で女子との意識差が見られます。
- 男女共同参画社会の実現のために自分できることと行政ができることとして、どちらも子どもへの教育に関することが上位に挙げられています。

#### ■「男女共同参画」の認知度

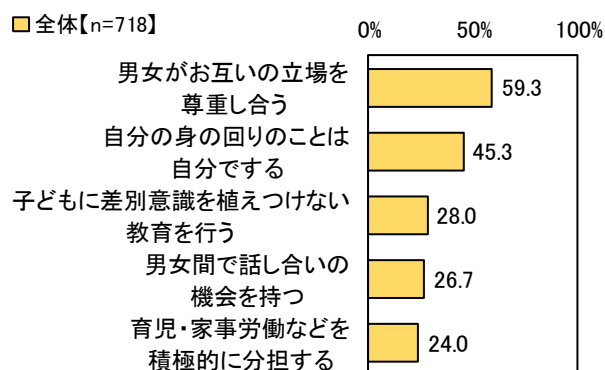


#### ■男女平等のために重要なこと(上位5位+わからない)

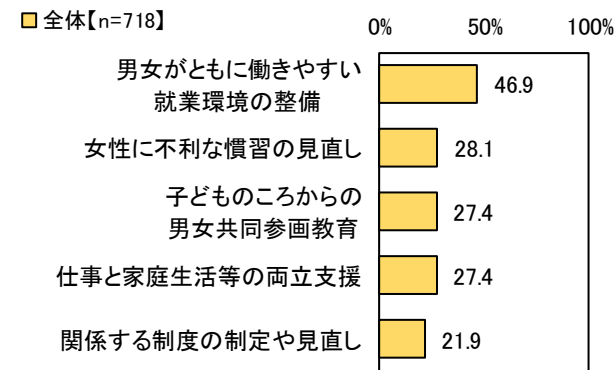


資料：稲敷市男女共同参画に関する中学生意識アンケート(令和3年度)

■男女共同参画社会の実現のために  
自分ができること(上位5位)



■男女共同参画社会の実現のために  
行政が力を入れるべきこと(上位5位)



資料：稲敷市男女共同参画に関する市民意識調査(令和3年度)

◎男女共同参画社会を実現していくためには、子どもの頃から固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女平等や人権尊重の意識を持ち、仕事や家庭を担える能力を育成していくことが求められます。

◎男女共通で取り組む教育の内容や学習機会の充実を図るとともに、男女間で意識の違いがみられる点や心身の発達段階などにも留意して施策を推進する必要があります。

◎推進にあたっては、教育関係者の意識は、子どもたちをはじめ教育を受けている者の意識に大きく影響することから、教育関係者を対象とした研修などの実施が重要です。

▶ 主要な施策 -----

1-① 男女共同参画の視点に立った学校教育の充実

- 男女の人権や男女平等意識の形成に向け、児童・生徒の意識の啓発を図ります。
- 一人ひとりの能力・適正を生かした進路指導を充実させます。
- 児童・生徒が自己の在り方、生き方を考え、主体的に自分の進路を選択できるようキャリア教育の推進を行います。
- 教師自身が男女共同参画社会の実現について理解を深めるための研修を実施します。

1-② 男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実

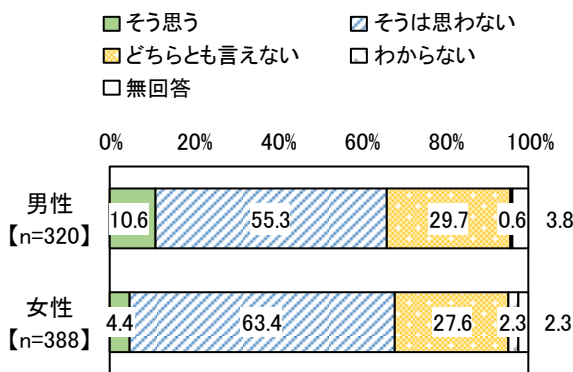
- 男女平等の視点に立った家庭教育を推進するため、保護者を対象とした学習機会を提供します。
- 生涯を通じ、男女が自由に学習機会を選択できるよう、学習機会の充実を図ります。

## 施策の方向2 多様性に配慮した広報・啓発活動の推進

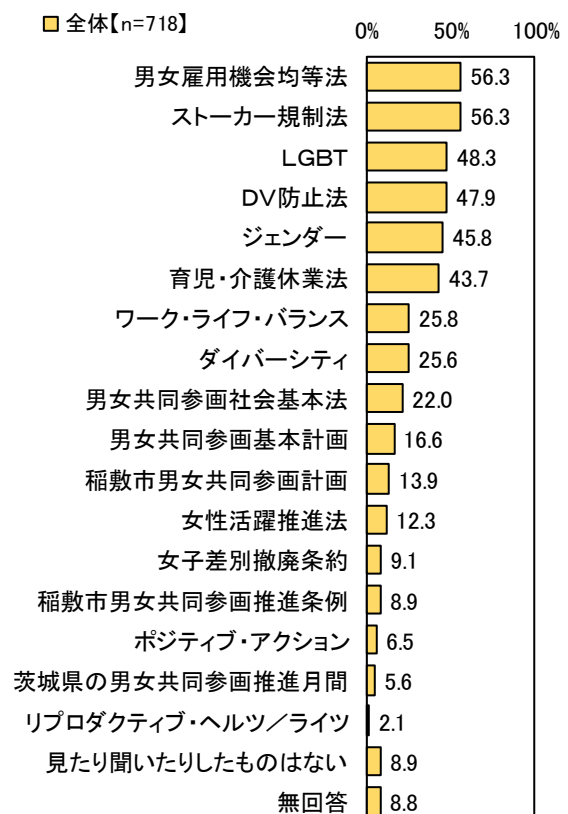
### ▶現状と課題

- 「男性は仕事、女性は家庭」という考えについて、男女ともに「そうは思わない」との回答が過半数を占めており、平成28年度の意識調査と比較すると、男性は2.4ポイント増加（52.9%→55.3%）し、女性は8.1ポイント増加（55.3%→63.4%）しています。
- 「仕事や生き方について多様な選択ができるようにすべきである」という考えについて、男女ともに「肯定意見」（“そう思う”と“どちらかといえばそう思う”の合計）が多く、男性では87.2%、女性では87.4%となっています。
- 男女共同参画に関連する言葉や施策の認知度は、「男女雇用機会均等法」と「ストーカー規制法」が最も多く56.3%を占めており、以下「LGBT」が48.3%、「DV防止法」が47.9%、「ジェンダー」が45.8%などとなっています。

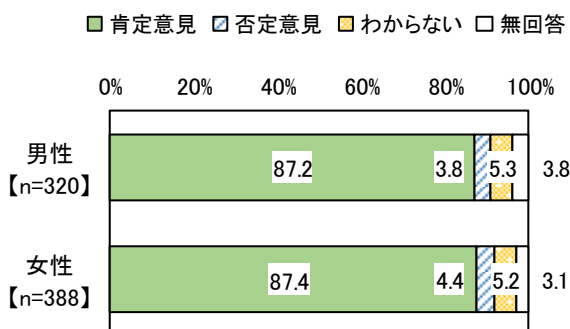
■「男性は仕事、女性は家庭」という考え方



■言葉や施策の認知度



■仕事や生き方の多様な選択ができるようにすべきか



資料：稲敷市男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

- ◎男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別のみを理由として役割を分ける性別役割分担意識は着実に希薄化しています。
- ◎男女共同参画を学ぶ機会の提供など、性別を問わずさらに活躍ができる環境整備が必要です。
- ◎幅広い市民の理解促進を図るとともに、女性と比較して意識の変化が緩やかである男性へのアプローチや、若者に対する重点的な意識改革や理解促進を図ることが重要です。

▶ 主要な施策 -----

2-① 意識啓発・情報提供の充実

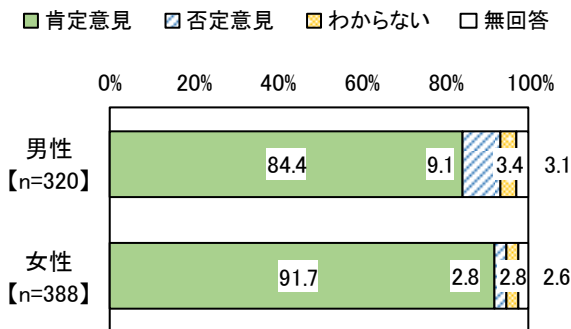
- 男女の人権や男女平等意識の形成に向け、意識の啓発を図ります。
- 既存の広報手段を活用するほか、スマートフォンを利用した新たな啓発など、広報活動の充実を図ります。
- 男女共同参画に関する全国的な動向や市民意識などを的確に把握し、男女共同参画に関する情報や女性の人材情報などを提供していきます。
- 時代の変化により市民のニーズも変化するため、意識調査を行い、男女共同参画に関する意識の把握に努めます。
- メディア・リテラシー（情報を活用できる能力）に関する学習機会を提供するなど、向上推進のための支援と啓発を図ります。

## 施策の方向3 男性の家事・育児等への参加意識の啓発

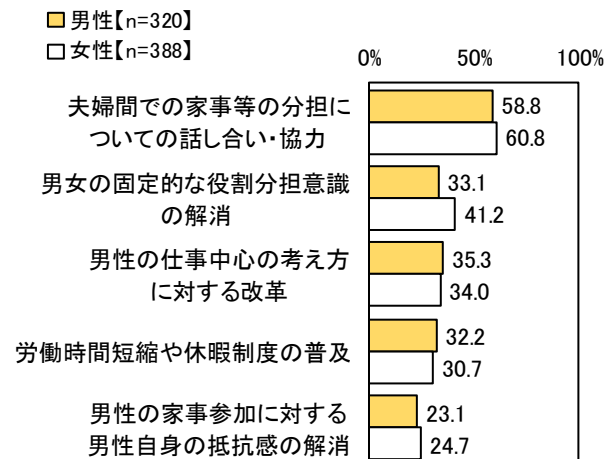
### ▶現状と課題

- 「男性も家事・育児に積極的に参加すべきである」という考えについて、男女ともに「肯定意見」(“そう思う”と“どちらかといえばそう思う”の合計)が多く、男性では84.4%、女性では91.7%となっています。
- 男性では「否定意見」(“そう思わない”と“どちらかといえばそう思わない”の合計)が9.1%で、女性より6.3ポイント多くなっています。
- 男性が女性とともに家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加していくために必要なことは、男女ともに「夫婦間での家事等の分担についての話し合い・協力」が最も多く、男性では58.8%、女性では60.8%を占めています。
- 男女の差が最も大きい項目は「男女の固定的な役割分担意識の解消」で女性が男性より8.1ポイント多くなっています。

#### ■男性も家事・育児に積極的に参加すべき



#### ■男性が家事・育児などに参加するために必要なこと(上位5位)



資料：稲敷市男女共同参画に関する市民意識調査(令和3年度)

◎十分な話し合いや協力のもと、男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、男性の積極的な家事・育児などへの参画を進めることが望めます。

◎家事・育児などへの参画にあたっては、一時的ではなく継続的な取組が重要です。

▶ 主要な施策

3-① 家庭・地域・職場等における慣行の見直し

- 男女が力を合わせて、仕事と家事・育児などの両立が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する意識の向上を図ります。
- 男女が互いの協力によりバランスの良い家庭生活を築くための学習機会の提供を行い、男性の家庭生活への参加を促進します。

▽▼「NPO 法人認知症介護家族の会うさぎ」の代表にお話を伺いました▼▽



○団体の設立に込めた思いは？

人のために役立つ仕事がしたいと、34歳のときに看護学校に入り、38歳で正看護師になりました。看護学校へ入るときには家族の反対はありましたが、その後は家族みんなが協力してくれました。当時は、子どもを寝かせつけたあと勉強し土日も学校へ通うという家族の協力なしではできない生活でした。

その後、臨床を経てから20年ほど看護学校の教員をしていましたが、早期退職をして大学院に入り60歳の時に地域で貢献したいという気持ちが大きくなったのと、認知症の義母を看取ったことで、介護をする家族の支援をしたいという思いで、団体を立ち上げました。

○女性の活躍についてどう思いますか？

少子高齢化で労働人口がそれほど増えない中、女性の労働力に頼らざるを得ない状況になっています。女性への偏見や差別、排除がなく女性が活躍してほしいです。

問題意識というのはその時にならないと出てこないものです。企業の規模に関係なく、経営者は男女共同参画に対する意識を高めて、会社でも改革していくことが大事になると思います。働く場の意識の醸成も必要ですが、働く人を雇う側の意識改革、これこそ重要ですね。子育て支援など女性が働きやすい環境を意図的に作る必要があると思います。

○皆さんへのメッセージ

年齢も関係なく、各世代を通し、男女を超えて「共同」する、さらに「協働」して稲敷市を作っていってもらいたいです。今求められているのはそこなのではないかなと思っています。

一人ひとりを大切にするために、個性や性差、違いをお互いに認め合えるよう願っています。

NPO法人  
認知症介護家族の会うさぎ  
諸岡明美 代表



## 基本目標 II

### 誰もがあらゆる分野で活躍できる“社会づくり”

- 個性や能力を発揮できる生き方が尊重される環境整備を推進します。
- 女性が多様な働き方を選択し、あらゆる分野で活躍できる環境整備を推進します。
- あらゆる分野において、女性の感性や視点をより多く取り入れていくため、女性の人材育成や参画促進に努めます。

重点  
施策

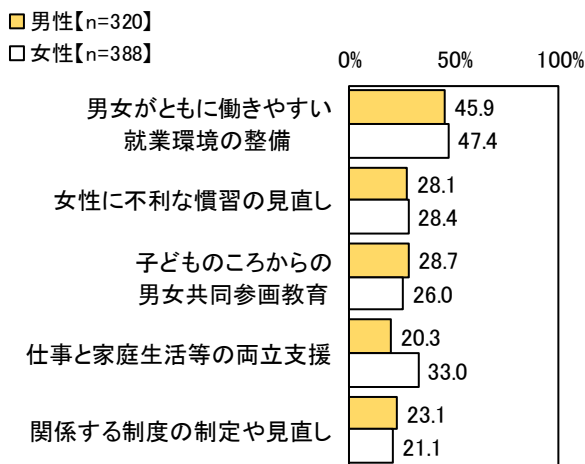
## 施策の方向1

## 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

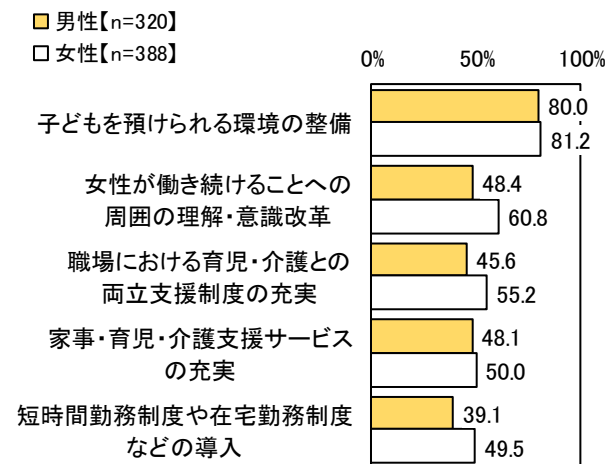
### ▶現状と課題

- 男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れていくべきことは、男女ともに「男女がともに働きやすい就業環境の整備」が最も多く、男性では 45.9%、女性では 47.4%となっています。
- 男女の差が最も大きい項目は「仕事と家庭生活等の両立支援」で女性が男性より 12.7 ポイント多くなっています。
- 女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なことは、男女ともに「子どもを預けられる環境の整備」が最も多く、男性では 80.0%、女性では 81.2%を占めています。
- 男女の差が最も大きい項目は「女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革」で女性が男性より 12.4 ポイント多くなっています。

#### ■男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れるべきこと(上位5位)



#### ■女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なこと(上位5位)



資料：稲敷市男女共同参画に関する市民意識調査(令和3年度)

- ◎男女共同参画社会を実現するためには、多岐にわたる取組が必要となりますが、働きやすい就業環境の整備やワーク・ライフ・バランスなどが重要視されています。
- ◎女性が就労を継続できるよう、子育て環境の整備とともに、家族や職場など、女性を支援する周囲に対する意識啓発や理解促進が必要です。

▶ 主要な施策 -----

1-① 職場における両立支援の推進

- 市職員の業務量を把握し、適切な人事配置を行うとともに、ノー残業デーの徹底など、時間外勤務の縮減を行います。
- 女性と男性がともに仕事を続けながら育児・介護などを無理なくできるよう、市内の事業所に対し、育児・介護休業制度の着実な履行と利用しやすい社内の風土づくりを働きかけます。
- 育児や介護など、家庭生活における男性の参画が重要性を増している中、男性の長時間労働を抑制し、仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。
- 男性でも労働時間に制約がある人の増加が見込まれることから、事業所が働き方改革に取り組むメリットなどについて周知を図ります。

1-② 子育て支援の充実

- 様々な媒体を活用し、子育てについての情報をリアルタイムで提供します。
- 多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- 子育ての不安や孤立感の解消を図るため、相談支援の充実に努めるとともに、子育て家庭への支援体制を整備します。
- 家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を目的に児童を養育している方へ手当を支給します。
- 親・子・孫がともに仲良く楽しく暮らしながら、安心して仕事や子育てができるよう、三世代の同居・近居を推進します。

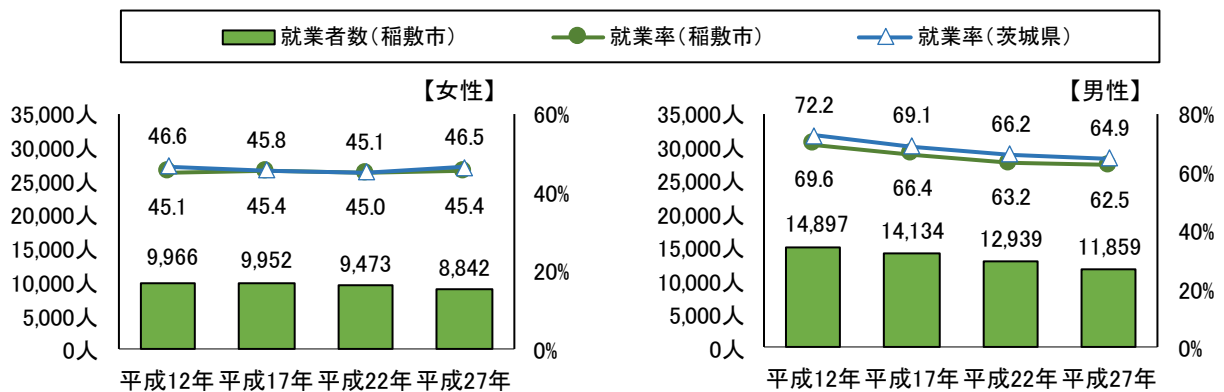


## 施策の方向2 働く場における女性の活躍を支える環境づくり

### ▶現状と課題

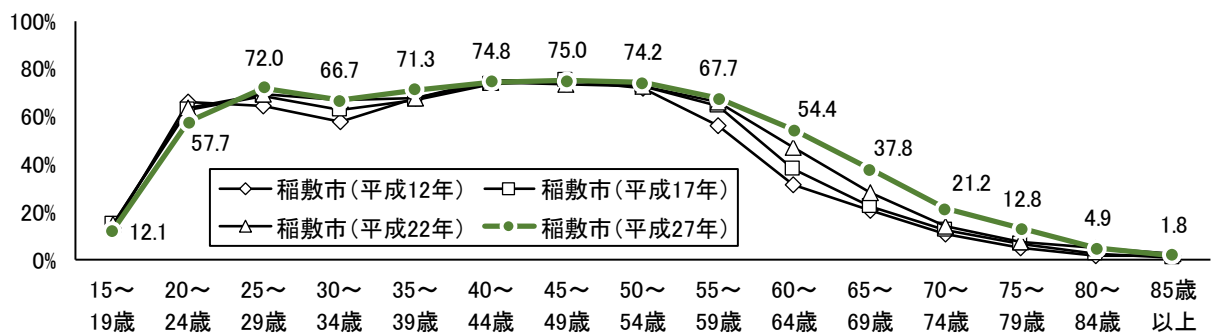
- 人口減少に伴い、就業者数は男女ともに減少傾向にあります。
- 就業率は、女性は県とほぼ同等の水準ですが、男性は県の水準を下回っています。
- 女性の就業率は、25歳以上の年齢層で平成27年にかけて上昇している状況です。

#### ■男女別就業者数と就業率の推移



資料：国勢調査

#### ■女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査（数値は平成27年）

◎結婚や出産を機に離職し、育児が一段落したら再び働く女性が多いという特徴を示すM字カーブは解消傾向にあります。

◎働き続けたい人が、出産や育児で離職することがないように、男女ともに育児休業制度の取得の促進や、女性のキャリアアップや起業、就労に対する支援などが必要です。

▶ 主要な施策

2-① 雇用の場における均等な機会と待遇の確保

- パートタイム・派遣労働者の労働条件の向上を図り、就業環境の整備を促進するため、事業所などに対し関係法令などの周知と着実な履行に向けた啓発と情報提供などを行います。
- ポジティブ・アクションを促進する観点から、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスに積極的な企業への支援や女性の参画が少ない業界への女性の就業支援などに取り組みます。

2-② 多様な働き方の支援

- 在宅勤務やテレワークなどの新たな就業形態について社会的理解を深めるとともに、普及促進を図ります。
- 起業を目指す女性へ必要な知識や技術の習得、情報の提供など支援の充実を図ります。

2-③ 多方面における女性の活躍支援

- 再就職を希望する人への雇用情報の提供や、地元企業への雇用の働きかけなど、再就職への支援に努めます。
- 直売所などにおける女性の起業や経営参画を促進するとともに、地域のリーダーとしても活躍できるよう女性農業士や女性農業従事者の育成や活動を支援します。



▼▼「ネスレ日本株式会社 霞ヶ浦工場」の人事総務課長にお話を伺いました▼▼

- 育児休業の取得状況は？  
男女ともに100%取得しています。休業開始から10日間は有給という制度がありますので、男性も安心して10日間は確実に取得されています。
- 育児休業からの復帰状況は？  
全員復帰しています。復帰後は基本的に現職に戻ります。制度面では、小学校3年生以下に対して勤務時間短縮の制度があり、1日につき2時間まで短縮できる選択肢があります。この制度を活用している方は多いです。
- 育児休業取得への取組はどんなものですか？  
特別な取組はしていませんが、日頃からチームワークを重視し、お互いをサポートしながら働いていることが影響しているのかもしれません。また、労働組合の代表（男性）が率先して取得を始めたことがきっかけとなり、現在では、男性社員にとっても取得することは当たり前という文化になっています。
- 子育てや介護中のサポートは？  
仕事を変える、あるいは3交替のうち朝番だけにするなど、できる範囲で調整しています。
- 女性の活躍について  
品質保証、人事総務の仕事などで、女性比率が高くなっています。性別に関わらず、こういう仕事がしたいという強い意志をもってパフォーマンスを上げることができる人がリーダーとなっています。

ネスレ日本株式会社 霞ヶ浦工場  
人事総務課 市本秀敏 課長



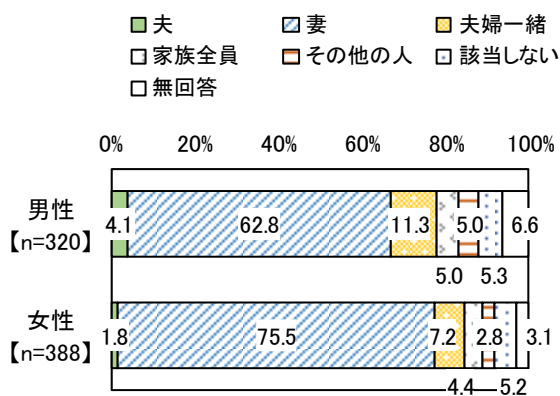
## 施策の方向3 地域社会における男女共同参画の推進

### ▶現状と課題

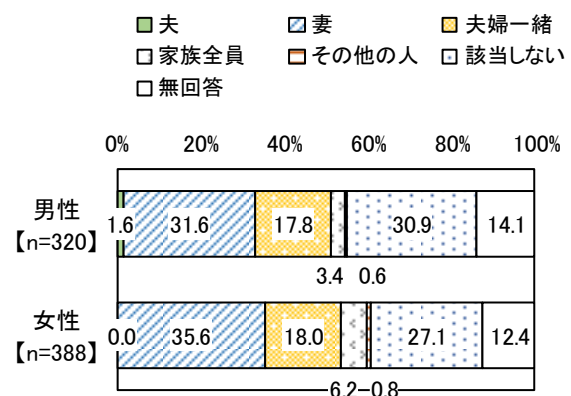
○家庭での家事などの役割を主に行っているのは、食事の支度・育児・介護いずれも男女ともに「妻」の割合が最も高く、「夫婦一緒」との回答数は一定数あるものの、「夫」の割合は低くなっています。

○身の回りの環境から判断して、男女共同参画社会が達成できたと思うかについて、男女ともに「達成できていない」（“ほとんど達成できていない”と“あまり達成できていない”の合計）が最も多く、男性では45.3%、女性では41.2%となっています。

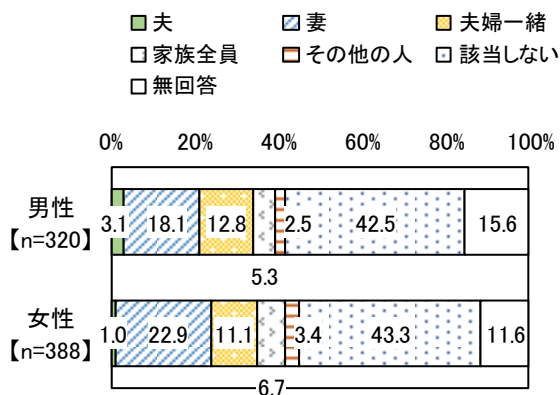
■家庭での役割分担（食事の支度）



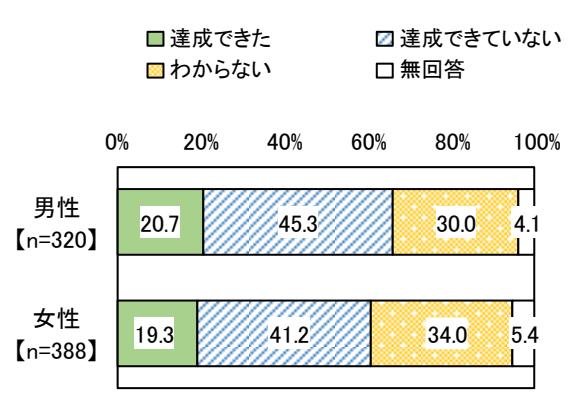
■家庭での役割分担（育児）



■家庭での役割分担（介護）



■身の回りの男女共同参画社会の達成



資料：稲敷市男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

◎家庭における、家事・育児・介護の担い手は女性に偏っており、男性の家事・育児・介護などへの参画やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、家庭・職場・地域などあらゆる場面で支援や協力が必要です。

◎近年の自然災害、女性を取り巻く犯罪などの発生状況を踏まえ、災害に強く犯罪のない社会を実現するために、女性が防災や防犯などの意思決定過程や現場に主体的に参画し、女性と男性が受ける影響の違いなどに十分に配慮された取組が必要です。

▶ 主要な施策 -----

**3-① 地域コミュニティにおける男女共同参画**

- 行政区（自治会）活動に、女性の積極的な参加を促すとともに、女性の区長（自治会長）への登用を推進します。
- 「向こう三軒両隣」の助け合い運動が再生できるよう、広く女性の参画を促進しながら、地域のボランティアなどの人材育成や福祉活動団体の支援・強化に努めます。

**3-② 防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画**

- 地域防災計画や各種対応マニュアルなどの企画・立案において、女性の参画を促進し、女性の視点を取り入れながら様々な立場の人のニーズへの配慮を図ります。
- 女性消防団を育成し、防災・防火活動を支援します。
- 地域住民の安全・安心に対する意識の高揚を図るために防犯キャンペーンを推進するとともに、防犯パトロールに女性の視点を取り入れながら実施します。
- 立哨活動への男性のさらなる参加を促進するとともに、地域住民の交通安全に対するルールやマナーなどの周知・啓発を図ります。

## 施策の方向4 政策・方針決定過程への女性の参画促進

### ▶現状と課題

- 本市の令和2年度における女性委員の割合は、審議会では19.9%、行政委員会では8.6%となっており、是正を図っているものの意思決定の場に女性の参画が少ない状況です。
- 本市職員の女性管理職(課長相当職以上)の割合は、令和2年では11.4%となっており、低い水準にとどまっています。
- 市職員に対して、女性管理職の目標値(25%)に至っていない理由を聞いたところ、「女性自身が管理職になることを望んでいないから」が45.7%で最も多く、以下「組織風土として、もともと男性管理職が多いから」が37.9%、「女性は育児や介護などの負担があり、仕事との両立が難しいから」が32.2%などとなっています。

■市の審議会などにおける女性委員の推移

(単位:人、%)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
審議会	358	421	416	428	377
女性	63	85	87	89	75
構成比	17.6	20.2	20.9	20.8	19.9
行政委員会	48	47	35	35	35
女性	6	6	3	3	3
構成比	12.5	12.8	8.6	8.6	8.6

■市職員の女性管理職(課長相当職以上)の推移

(単位:人、%)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
管理職	48	50	50	48	44
女性	8	9	8	7	5
構成比	16.7	18.0	16.0	14.6	11.4

※審議会:地方自治法第202条の3に基づく審議会など

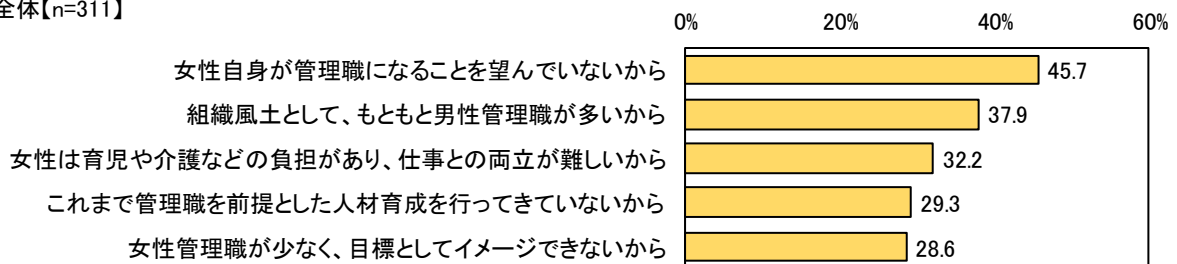
※行政委員会:地方自治法第180条の5に基づく委員会など

資料:内閣府男女共同参画局(各年4月1日現在)

(地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

■女性管理職の目標値に至っていない理由(上位5位)

全体[n=311]



資料:男女共同参画に関する市職員の意識調査(令和3年度)

◎本市の管理的地位の女性職員の割合は低下しており、意欲のある女性が政策・方針などの意思決定の場へ参画できる環境を整えるとともに、それぞれの能力や特性などに応じて活躍できるよう支援が必要です。

▶ 主要な施策 -----

4-① 市政における女性の参画促進

- 総合計画の策定や進行管理など、まちづくり方針などの検討の場において、女性委員を登用し意見を取り入れることで、女性の視点や着想の活用を図るとともに、女性委員のいない審議会などについてはその解消を図ります。
- 女性が参画しやすい環境づくりを進めます。
- 職域にこだわることなく、幅広い分野に女性職員の配置を進めます。
- 女性の管理職の登用促進に向け、その能力に応じて適切な人事評価を行うとともに、女性職員に多様な業務を経験させるなど、人材育成を図ります。

4-② 事業所・団体等における女性の参画促進

- 女性が活躍する事業所の事例、女性の職域拡大や女性管理職・役員などの女性の登用についての情報収集を図るとともに、事業所や各種団体などに対して、情報提供を通じた啓発を行います。
- 職場における男女間格差の是正や女性の能力発揮に関する広報・啓発、県主催の事業への参加促進などにより、民間企業の経営者や管理職などの意識改革を図ります。

4-③ 女性の人材育成

- 職域の拡大や職業能力の向上のために必要な情報を提供します。
- 意思決定の場に参画することのできる女性の人材を育成するため、市政・経済への関心や意識を高めます。
- 広く女性の人材発掘を図るとともに、人材情報を収集し、データベースとして整備します。

## 基本目標 III

### 誰もが安全・安心に暮らせる“生活環境づくり”

- 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会を目指し、ジェンダー平等を推進します。
- すべての女性の生涯を通じた健康に対する総合的な取組や性差に応じた健康支援を推進します。
- あらゆる暴力を根絶するため、関係機関との連携強化を図るとともに、DV防止の推進や被害者の実情に応じた切れ目のない支援を行います。

重点  
施策

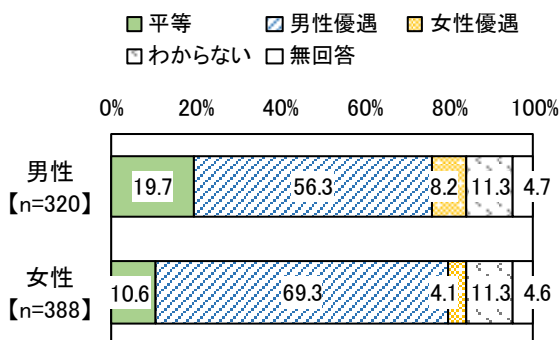
## 施策の方向1

### 誰もが安心して暮らせる環境の整備

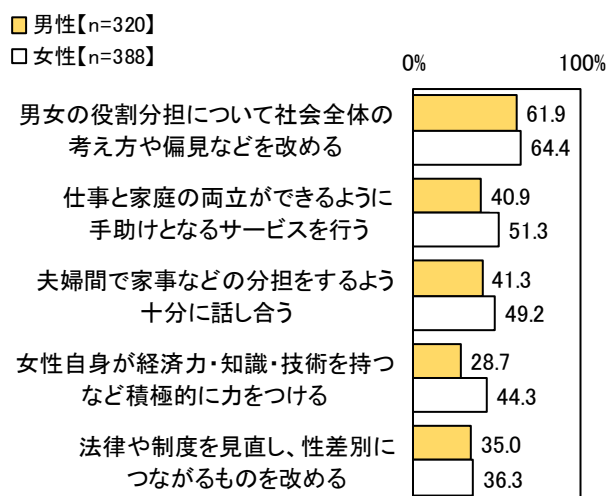
#### ▶現状と課題

- 社会全体でみた場合の男女の地位の平等性の意識は、男女ともに「男性優遇」が最も多くなっており、女性では69.3%を占めています。
- 男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要だと思うことは、男女ともに「男女の役割分担について社会全体の考え方や偏見などを改める」が最も多く、男性では61.9%、女性では64.4%を占めています。
- 上位5位の割合は、いずれも女性の方が高く「女性自身が経済力・知識・技術を持つなど積極的に力をつける」は15.6ポイント上回っています。

#### ■男女の地位の平等性【社会全体】



#### ■男女平等のために重要なこと(上位5位)



資料：稲敷市 男女共同参画に関する市民意識調査(令和3年度)

◎未だ男性優遇の社会である背景には、就労の場や地域社会、学校現場、メディア、家庭などのあらゆる場面において、今まで形成されてきた男女の役割に対する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があります。

◎男女の性別だけでなく、性的マイノリティを含むすべての人の問題として、ジェンダーに基づく偏見や不平等の解消を図るなど、誰一人取り残さない安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が重要です。

◎「第2次稲敷市総合計画 中期基本計画」では、SDGs（世界が取り組むべき持続可能な開発目標）が掲げられており、17の目標のうち5番目のゴールは「ジェンダー平等を実現しよう」です。

◎本市の女性が重要視している「ジェンダーの平等と女性・女の子のエンパワメント」は、SDGsの重要なテーマでもあり、重点的な推進が求められます。



## ▶ 主要な施策

### 1-① ジェンダー平等の推進

- 家庭・職場・地域など社会のあらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行などを調査・研究し、生活や活動の在り方を見直すよう働きかけます。
- 市内の業務における固定的な性別役割分担意識や職場内慣行の見直しを図り、個性や能力が発揮しやすい環境をつくります。
- あらゆるハラスメントを防止するため、情報の提供や意識啓発を推進します。
- 市民による国際交流の推進を図り、国際社会の一員として、市民の国際的な視野を広げ、国際理解を深めます。

### 1-② 援助が必要な家庭等への支援

- 多様な形態の家族が経済的・社会的自立し、安定した生活を送ることができるよう、情報提供や相談支援のほか、資格取得のための支援などを行います。
- 高齢者や障がい者が地域の中で安心して暮らせるよう、必要な支援やサービスの充実に努めます。
- 市内に住む外国人の男女が、ともにあらゆる場に参画できるよう、情報を提供するとともに、相談・支援体制の充実に努めます。

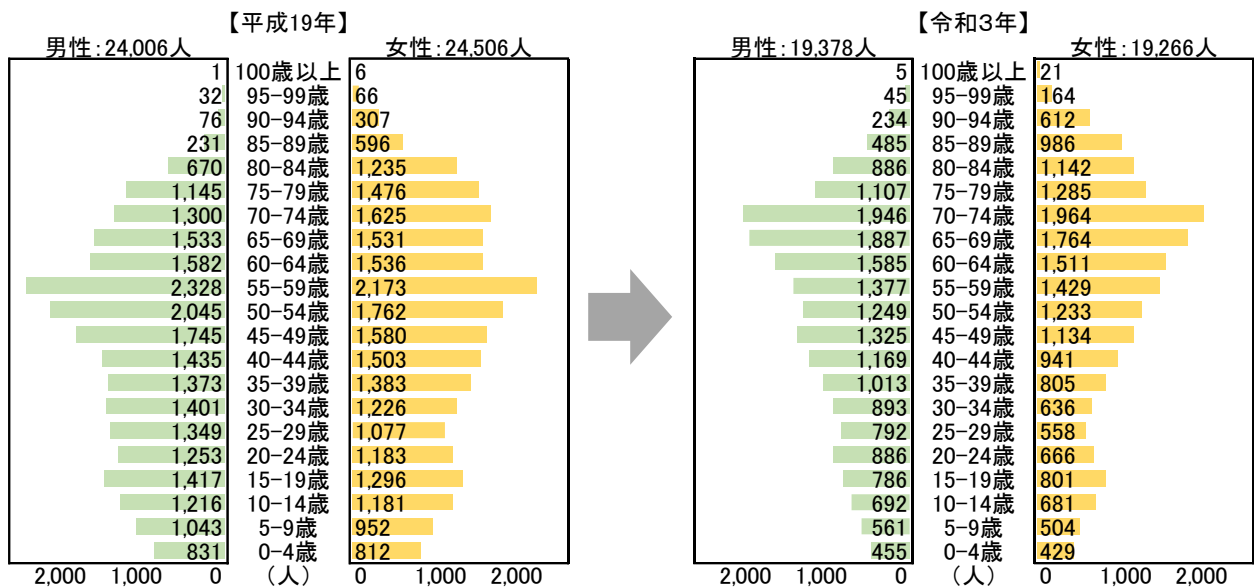


## 施策の方向2 人生100年時代を見据えた生涯にわたる健康づくり

### ▶現状と課題

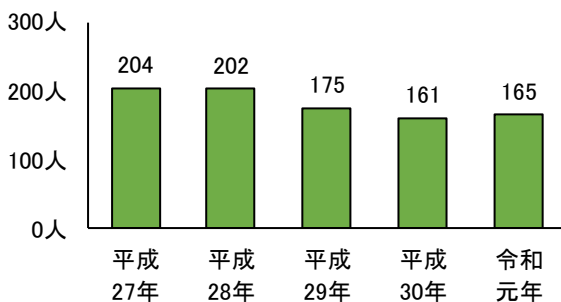
- 第1次計画策定時の平成19年と令和3年の本市の人口ピラミッドを比較すると、60～70歳代の層をはじめとする上部の形状が太くなる一方で、下部の形状は細く、少子高齢化の進行が顕著になっており、今後は少子高齢化の更なる進行と75歳以上の後期高齢者の増加が予測されます。
- 本市の出生数は減少傾向でしたが、令和元年に増加に転じ165人となっています。
- 出生率は、全国及び茨城県より低い割合で推移しています。

#### ■年齢5歳区分別人口の比較

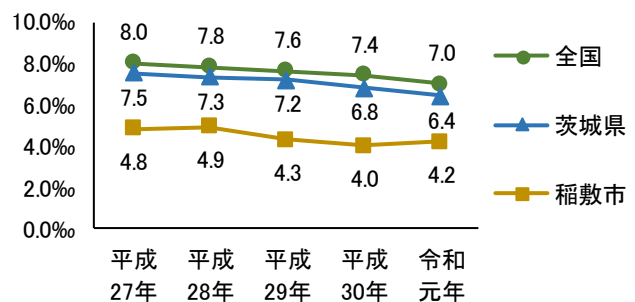


資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在・年齢不詳を除く）

#### ■出生数の推移



#### ■出生率の推移



資料：茨城県人口動態統計（各年1月1日～12月31日）

- ◎本市の総人口は年々減少し、少子高齢化がさらに加速することが予測されるため、性差に応じた健康について理解を深め、生涯にわたり健康を包括的に支援することが必要です。
- ◎安心して子どもを産み、育てるためには、妊娠中から出産後に至る継続的なケアの充実が重要です。
- ◎妊娠・出産期は、女性の健康支援にとって大切な時期であり、妊娠・出産に対して理解のある家庭環境や職場環境の実現が必要です。

▶ 主要な施策 -----

**2-① 男女の主体的な健康づくりの推進**

- 基本健康診査や各種検診の必要性について周知を図るとともに、受診しやすい体制づくりに努めることで、受診率の向上を図ります。
- 市民の健康を維持・増進していくため、各種事業を実施します。
- 妊産婦、0歳から高校3年生までを対象として、医療費の助成を行い、子育て家庭への支援を図ります。
- 健康管理や保持増進について、学習機会の提供や相談体制の充実を図ります。

**2-② 妊娠・出産等に関する健康支援**

- 女性のライフサイクルに応じた健康支援を推進します。
- 妊産婦・乳幼児の健診体制や相談事業の充実を図るなど、妊娠・出産期に伴う女性の心身の健康上の負担を軽減するよう支援体制を整備します。
- 乳幼児の健やかな発達を促すための教室や、子育ての不安などを解消するための各種相談事業を開催し、保護者同士の仲間づくりの支援に努めます。

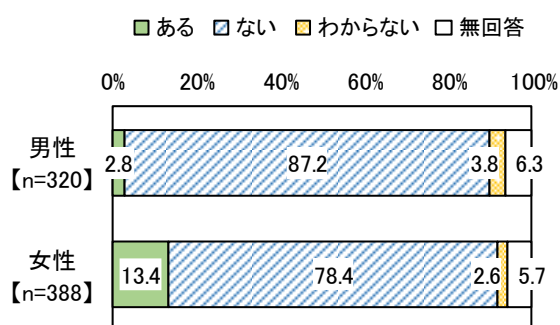
## 施策の方向3 あらゆる暴力の根絶

### ▶現状と課題

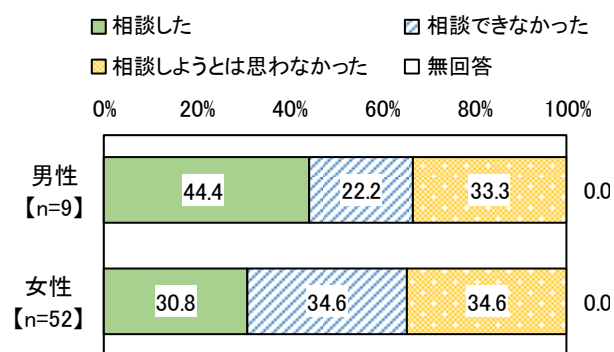
○配偶者（元配偶者も含む）や恋人から暴力を受けた経験は、「ある」との回答が男性では2.8%、女性では13.4%で、女性は男性の約5倍となっています。

○DVを受けた際の相談については、男性では22.2%、女性では34.6%が「相談できなかった」と回答しています。

#### ■DVを受けた経験



#### ■DVを受けた際の相談



資料：稲敷市 男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

◎DV防止に向けた取組に加えて、DVに関する相談窓口の周知や被害者支援の体制整備などの総合的なDV対策を推進していくことが必要です。

### ▶主要な施策

#### 3-① 男女間の暴力等の根絶に向けた環境づくり

- DV防止に向けた広報・啓発活動を推進します。
- 配偶者などに対する暴力は犯罪行為であるという社会認識を徹底し、暴力を根絶するための環境整備を図ります。
- 若年層におけるデートDVなども問題になっており、市民への啓発と学校教育におけるDV防止対策の推進に努めます。
- DVの問題を抱えている家庭では、児童虐待のリスクも高いことから、庁内の関係各課とともに、関係機関との連携を図りながら、児童虐待防止対策を推進します。

### 3-② 被害者に対する支援

- 被害者が届出や相談がしやすくなるような市役所の相談支援体制の整備に努めます。
- 国や県をはじめ、被害者支援のネットワークやDVに関する相談に対応している機関などの周知を図ります。
- 法律に基づき、被害者からの申出があった場合は、加害者からの住民票などの請求を拒み被害者を保護します。
- 警察署、茨城県女性相談センター（茨城県配偶者暴力相談センター）などの関係機関との連絡体制を強化し、DVやストーカー行為に関する相談及び一時保護を行います。
- 民間施設・社会福祉施設などを含めた関係機関との連携を図り、被害者の保護や自立のための支援の充実を図ります。

#### ▽▼男女共同参画の推進団体「ひと ひと女と男 かぜいなしき蒼風の会」の代表にお話を伺いました▼▽



##### ○設立の背景は？

平成17年に稲敷市男女共同参画推進協議会というボランティア団体と市民の代表による約20名のメンバーで始まりました。当時は市が主体の活動でしたが、5年後に一度解散して、自主的に活動をするようになりました。

##### ○会の活動は？

活動の中心事業は「ひと ひといなしき女と男のハーモニーフォーラム」の開催です。設立当初は、男女共同参画に対する知識が全くなかったので、講演などで話を聞いて知識を高めていました。メンバーはボランティア団体の代表を務めている人が多いことから、自分の所属先に戻り、得た知識を広げていました。

##### ○今後の活動は？

中学生の職業体験の延長線上で、女性の消防士や男性の保育士など、性別にとらわれない形で仕事に就いた方による講演会をやっている学校があります。フォーラムなどの開催時にアンケートをお願いしているのですが、男女の職業差別に近い意識があることがわかり、意識啓発につないでいきたいと思っています。

##### ○市民意識の変化は感じますか？

アンケートをみると、意識は高くなってきていると思います。ダイバーシティやジェンダーなどといった言葉の意味を少しずつ理解し、そこから自分でさらに知ろうと行動を起こす人も増えていると思います。

##### ○行政からの支援について

市とは連携が大切だと思います。お互いに連絡を取り合わないスムーズに事は進まないと思います。その中で、お互いの要望を伝え合うことが大切です。お互いに情報を共有して、良い関係を築いていきたいです。

ひと ひと女と男 かぜいなしき蒼風の会  
坂本至朗 会長



## 計画の推進

### (1) 計画の推進体制

この計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

#### ①計画の周知

本計画については、広報紙やホームページに計画の概要を掲載するなど、積極的に広報活動を行います。

#### ②計画の推進体制の充実

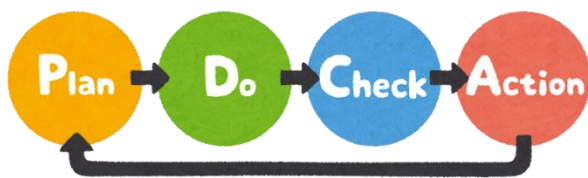
本計画を着実に推進するため、各部局が連携を図るとともに、行政と関係団体などが一体となって施策を推進していきます。

### (2) 計画の評価

#### ①計画の進捗状況の点検

本計画の評価にあたっては、毎年度、事業の実施状況、目標達成状況を把握・点検し、その結果を事業や計画の見直しなどに反映させます。

#### ■PDCAサイクルの概念図



Plan	【計画】	施策の実績やニーズなどをもとに計画を作成する
Do	【実行】	計画を実行する
Check	【評価】	施策を評価・分析する
Action	【改善】	施策を改善し、次年度の計画に反映する

#### ②計画の進捗状況の公表

本計画の進捗状況については、市のホームページなどを活用して公表します。



## 資料編





# 1 策定の経過

年月日	策定経過
令和3年6月～7月	稲敷市男女共同参画に関する中学生意識アンケートの実施 対象：市内の中学2年生
令和3年7月～8月	稲敷市男女共同参画に関する市民意識調査の実施 対象：20歳以上の稲敷市住民
令和3年9月	稲敷市男女共同参画に関する職員意識アンケートの実施 対象：市職員
令和3年9月28日	第1回稲敷市男女共同参画審議会 第4次稲敷市男女共同参画計画策定の諮問 議事1 第3次稲敷市男女共同参画計画推進結果報告について (令和2年度年次報告) 議事2 令和3年度事業実施状況について 議事3 第4次稲敷市男女共同参画計画について
令和3年10月～11月	事業者ヒアリングの実施 ・NPO 法人認知症介護家族の会うさぎ ・ネスレ日本株式会社 霞ヶ浦工場 ・女と男 <small>ひと ひと</small> いなしき蒼風 <small>かせ</small> の会
令和3年11月26日	第2回稲敷市男女共同参画審議会 議事1 第4次稲敷市男女共同参画計画素案について
令和3年12月17日～ 令和4年1月11日	パブリックコメントの実施
令和4年2月22日	第3回稲敷市男女共同参画審議会 第4次稲敷市男女共同参画計画策定の答申

## 2 規定・委員名簿

---

### (1) 稲敷市男女共同参画推進条例

平成19年3月29日

条例第20号

#### 目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条—第19条)

第3章 男女共同参画審議会(第20条)

第4章 補則(第21条)

附則

21世紀をむかえ、社会は少子高齢化の加速化や経済活動の国際化、高度情報社会の進展など様々な変化が急速に進んでいる状況にあります。

このような状況に的確に対応していくためには、地域に暮らす住民一人ひとりが、その能力を発揮できる社会、すなわち男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現は大変重要な課題となっています。

我が国では、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀における最重要課題と位置付け、総合的な施策の推進の重要性を示しています。

平成17年にスタートした稲敷市が将来像として掲げる「みんなが住みたい素敵なまち」を目指し新しいまちづくりを進めるためには、男女の別にかかわらず、いつでも、どこでも、だれからでも大事にされていると実感でき、自分の意思で自由に生き方を選択することのできる社会の実現が必要です。

よって、ここに市、市民、事業者が一体となって男女共同参画社会の形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が等しく政治的、経済的、

社会的及び文化的な利益を享受し、いきいきと生きていけることをいう。

- (2) 積極的改善措置 意思決定の場に参画する機会及び社会的便宜を享受する機会等において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、勤務する者又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 他の者の意思に反し、性的な言動等により不快感や不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の各号の基本理念に基づいて、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)で推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別によって差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が均等に確保され、その人権が尊重されること。
- (2) 性別によって慣習的に固定された役割分担に基づく社会制度又は慣行をなくし、男女が自由に自分にふさわしい生き方を選択できるよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は地域及び民間の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の対等な一員としての役割を果たし、かつ、就労をはじめとする社会活動に参画できるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組みが国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮して、国及び県の動向のみならず、広く国際社会の動向に留意すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、国、県及び他の地方公共団体と情報交換しつつ、市民及び事業者と協力して男女共同参画推進施策を実施しなければならない。

3 市は、男女共同参画推進施策以外の施策においても、積極的に男女共同参画を推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女平等及び男女共同参画についての理解を深め、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において男女共同参画の実現に努めるとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女平等及び男女共同参画についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の実現に努めるとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 市民のだれもが、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする権利侵害及び差別的な取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 市長は、男女共同参画の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の実現に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定し、これを公表する。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第20条に規定する稲敷市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずる。

3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第9条 市は、男女共同参画に関して広く市民及び事業者の理解を深めるため、積極的に情報の提供及び啓発活動を行う。

(市民及び事業者への支援)

第10条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の実現に向けた活動を支援するため、当該活動に必要な情報の提供及び資金的援助その他の支援を行うよう努める。

(男女共同参画の実現に関する教育)

第11条 市は、学校教育その他あらゆる教育の場において、男女共同参画の実現に配慮した教育の充実が図られるよう努める。

2 市民は、将来を担う子供たちの教育に関し、幼少期から家庭及び地域で男女共同参画の実現に配慮した教育を行うよう努める。

(家族経営的な農業及び商工業等の分野における男女共同参画の実現)

第12条 市は、家族経営的な農業及び商工業等の分野における男女共同参画を確立するため、家族全員が主体的にその能力を十分発揮し適正な評価を受け、経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備に努める。

(家庭生活とその他の活動との両立支援)

第13条 市は、家庭生活における男女共同参画を実現するため、男女が共に育児、介護その他の家庭生活における活動と社会のあらゆる分野における活動との両立が円滑にできるよう、必要かつ十分な支援を行うよう努める。

(積極的改善措置)

第14条 市は、社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努める。

2 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数がほぼ同数になるよう努める。

3 市は、男女共同参画を推進するため、職員の能力開発を進めるとともに、その能力と適性に  
応じて、適切に人材を配置するよう努める。

(推進体制の整備等)

第15条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な推進体制  
の整備及び財政上の措置、その他必要な措置を講ずるよう努める。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画を実現するために必要な情報収集及び調査研究を行う。

(苦情等の処理)

第17条 市民及び事業者は、男女共同参画の実現に関する施策若しくは男女共同参画の実現に  
影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は相談その他の意見があるときは、市長に申  
し出ることができる。

2 市長は、前項の申し出を受けたときは、関係機関等と連携及び協力を行い、適切な措置を講  
ずるよう努める。

(年次報告)

第18条 市長は、男女共同参画の実現に関する施策の実施状況等について、毎年報告書を作成し、  
市民に公表する。

(男女共同参画推進月間)

第19条 男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共  
同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設け  
る。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

### 第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置等)

第20条 男女共同参画の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、稲  
敷市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 基本計画に関する事項

(2) 男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、必要に応じ市長に意見を述べるこ  
とができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、  
総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間  
とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 資料編

### 第4章 補則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## (2) 稲敷市男女共同参画審議会規則

平成19年3月29日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、稲敷市男女共同参画推進条例(平成19年稲敷市条例第20号)第20条第6項の規定に基づき、稲敷市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び団体の構成員
- (3) 市民

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、男女共同参画行政担当課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## (3) 稲敷市男女共同参画審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
関係機関 及び団体の 構成員	さか もと し ろう 坂 本 至 朗	ひと ひと かせ 女と男 いなしき蒼風の会会長	会 長
	の なみ のり こ子 野 波 典 子	人権擁護委員	
	おおくほ しん こ子 大久保 真 子	ひと ひと かせ 女と男 いなしき蒼風の会	副会長
	たか はし えつ こ子 高 橋 悦 子	ひと ひと かせ 女と男 いなしき蒼風の会	
	みや もと はる え江 宮 本 春 江	稲敷市商工会理事女性部長	
	いち もと ひで とし敏 市 本 秀 敏	ネスレ日本株式会社霞ヶ浦工場 人事総務課長	
	ゆ はら いち ろう郎 油 原 一 郎	稲敷市 PTA 連絡協議会会長	
市 民	いの うえ むつ し士 井 上 睦 士	シルバー人材センター理事	
	やま もと よう こ子 山 本 陽 子	稲敷市農地利用適正化推進委員	

## 市役所女性管理職代表

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
市 役 所	おお つか まり こ子 大 塚 真理子	保健福祉部長	



### 3 用語解説

行	用語	用語の説明
あ	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。
	LGBT	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性が一致しない人）の英語の頭文字をとった言葉です。性の多様性により、これらの4つに分類されない性的マイノリティ（性的少数者）の方々もいます。
	エンパワーメント	経済・社会的地位の向上を目指して、個々が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけ、自分たちのことは自分たちで決め、様々な意思決定の過程に関わる力をつけていくことです。
か	固定的な性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。 「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方で、男性・女性の役割を決めている例です。
さ	持続可能な開発目標（SDGs）	平成27年9月に国連で採択された国際目標です。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を設定しました。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において重要な貢献をするものとされています。
	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

行	用語	用語の説明
さ	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	<p>自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成27年9月4日に公布、施行（一部平成28年4月1日施行）されました。10年間の時限立法で、基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めています。</p>
	セクシュアル・ハラスメント	<p>相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれます。</p> <p>男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。</p>
た	ダイバーシティ	<p>「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。</p>
	男女共同参画基本計画	<p>政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされています。</p> <p>市町村においては、男女共同参画社会基本法第14条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないことが規定されています。</p>
	男女共同参画社会	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。</p>
	男女共同参画社会基本法	<p>男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。</p>

行	用語	用語の説明
た	テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方です。
	デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的などの暴力のことです。なお、借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力もデートDVでおこる暴力に含まれます。
は	配偶者からの暴力（DV、ドメスティック・バイオレンス）	配偶者間・パートナー間の暴力で、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれます。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13年4月13日に公布、同年10月13日に施行されました。
	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。
ま	無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	誰もが潜在的に持っている思い込みのことです。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていくものです。
	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。
わ	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などでも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

## 4 施策一覧

基本目標Ⅰ 男女共同参画を進める市民の”意識づくり”		
施策の方向1 子どものころからの男女共同参画教育の充実		
取組	具体的内容	担当課
(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の充実		
人権教育・男女平等教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育の充実</li> <li>・家庭科教育の充実</li> <li>・食育の充実</li> <li>・性教育指導の充実</li> <li>・男女平等教育に関する保護者への啓発</li> </ul>	教育政策課 指導室
進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校における第1希望の実現率</li> </ul>	指導室
教職員の研修機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の研修</li> </ul>	指導室
(2) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実		
家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育学級</li> </ul>	生涯学習課
学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフステージに応じた学習プログラム</li> <li>・学習時の託児室設置</li> <li>・団体、グループ、サークルの育成支援</li> <li>・学校施設の開放事業</li> </ul>	生涯学習課 スポーツ振興課
施策の方向2 多様性に配慮した広報・啓発活動の推進		
取組	具体的内容	担当課
(1) 意識啓発・情報提供の充実		
男女平等意識の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーモニーフォーラム</li> <li>・講演会や講座等の開催</li> </ul>	秘書政策課
広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報稲敷の活用</li> <li>・啓発紙の発行</li> <li>・ホームページの活用</li> </ul>	秘書政策課
男女共同参画に関する情報の収集・提供・調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関から情報を収集及び提供</li> <li>・国・県等が実施する研修会や講演会の情報提供と市民の参加促進</li> <li>・市民意識調査</li> <li>・意見聴取</li> </ul>	秘書政策課
メディア・リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケータイ・ネット安全推進事業</li> </ul>	生涯学習課 指導室 学務管理課 秘書政策課

施策の方向3 男性の家事・育児等への参加意識の啓発		
取組	具体的内容	担当課
(1) 家庭・地域・職場等における慣行の見直し		
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な媒体による情報提供</li> <li>関連セミナー等の情報提供と参加促進</li> </ul>	秘書政策課
男性の家事・育児・介護等への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座等の開催と情報提供</li> <li>男性職員の育児休業取得促進</li> </ul>	秘書政策課 総務課
基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる“社会づくり”		
施策の方向1 働き方改革とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進		
取組	具体的内容	担当課
(1) 職場における両立支援の推進		
市職員の時間外勤務の短縮	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間外業務の縮減</li> <li>ノー残業デーの徹底</li> </ul>	総務課
育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供</li> <li>県講座等の周知</li> </ul>	秘書政策課 産業振興課
長時間労働の削減等の働き方改革の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進事例の紹介</li> <li>仕事と家庭の両立を支える職場環境と風土づくりの啓発</li> <li>情報提供</li> <li>県講座等の周知</li> </ul>	秘書政策課 産業振興課
(2) 子育て支援の充実		
子育て情報の配信	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て情報の配信</li> <li>公立民間を含め5施設の情報配信</li> </ul>	こども支援課 （子育て支援センター）
多様なニーズに対応した保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所（園）・認定こども園等の整備</li> <li>延長保育</li> <li>土曜日保育</li> <li>一時預かり</li> <li>0歳児保育</li> <li>障がい児保育</li> <li>ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</li> <li>放課後子ども総合プラン</li> </ul>	学務管理課 こども支援課 （子育て支援センター）
子育て支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭児童相談</li> <li>家庭教育相談</li> <li>子育て支援センター</li> <li>児童手当の支給</li> </ul>	こども支援課 （子育て支援センター） 生涯学習課
三世帯同居・近居プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>稲敷市民スポーツフェスティバル</li> <li>あいアイ運動会</li> <li>夏祭り</li> <li>三世帯ファミリーコンサート</li> <li>三世帯同居リフォーム支援事業</li> <li>若年夫婦及び三世帯同居マイホーム取得支援事業</li> </ul>	スポーツ振興課 こども支援課 （子育て支援センター） まちづくり推進課

施策の方向2 働く場における女性の活躍を支える環境づくり		
取組	具体的内容	担当課
(1) 雇用の場における均等な機会と待遇の確保		
女性の就業環境の改善の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働関係法制度の周知啓発</li> <li>情報発信</li> </ul>	秘書政策課 産業振興課
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の周知と啓発</li> <li>情報発信</li> </ul>	秘書政策課
(2) 多様な働き方の支援		
新たな就業形態の周知と普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな就業形態の普及促進のための情報提供</li> <li>いばらき就職支援センターが開催する出張就職相談会や就職活動支援セミナーの参加促進</li> </ul>	産業振興課
女性の起業の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>起業に関する知識等の習得支援や情報提供</li> </ul>	産業振興課 秘書政策課
(3) 多方面における女性の活躍支援		
再就職希望者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職や再就職に関する情報の収集と提供</li> <li>再就職講座の開設</li> </ul>	産業振興課
農業に従事する女性の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性農業士や女性農業従事者の育成や活動支援</li> <li>市内外のイベント等での地元農産物や加工品販売の活動支援</li> <li>実習の支援</li> </ul>	農政課
施策の方向3 地域社会における男女共同参画の推進		
取組	具体的内容	担当課
(1) 地域コミュニティにおける男女共同参画		
地域における女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動の参加促進</li> <li>区長への女性の登用</li> </ul>	総務課
ボランティア・NPO活動の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア団体及び個人の登録促進</li> <li>活動費助成</li> <li>活動の広報と啓発</li> </ul>	社会福祉課 (社会福祉協議会)
(2) 防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画		
女性の視点を取り入れた防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の視点を取り入れた地域安全防犯キャンペーン及び二セ電話詐欺被害防止キャンペーンの実施</li> <li>青色防犯パトロールへ女性防犯連絡員の登用</li> </ul>	危機管理課
女性の視点を取り入れた防災活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画等の企画立案への女性の参画促進</li> <li>女性消防団の育成と活動</li> </ul>	危機管理課
男女の協働による交通安全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全推進員及び母の会合同による交通安全キャンペーンや交通安全教室、立哨活動や高齢者訪問などを通して啓発活動を実施</li> </ul>	危機管理課

施策の方向4 政策・方針決定過程への女性の参画促進		
取組	具体的内容	担当課
(1) 市政における女性の参画促進		
まちづくりにおける女性の参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員への女性の登用</li> <li>託児事業（ファミリーサポートセンター事業）</li> </ul>	企画財政課 こども支援課 （子育て支援センター） 秘書政策課 関係各課
女性職員の管理職への登用及び職域の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職及び課長補佐級への女性の登用</li> <li>女性職員の幅広い分野への配置と多様な業務の経験等による人材育成</li> </ul>	総務課
(2) 事業所・団体等における女性の参画促進		
女性参画の情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性が活躍する事業所の先進事例の収集</li> <li>事業所や各種団体等への情報提供</li> </ul>	秘書政策課
経営者等に対する啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場での男女間格差の是正や女性の能力発揮に関する広報と啓発</li> <li>県主催事業等への参加促進</li> </ul>	秘書政策課
(3) 女性の人材育成		
女性の能力開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集と提供</li> <li>各種講座やセミナーの開催と県講座等への参加促進</li> </ul>	秘書政策課
女性の人材情報の収集・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性人材情報の収集</li> <li>データベース化</li> </ul>	秘書政策課
<b>基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる“生活環境づくり”</b>		
施策の方向1 誰もが安心して暮らせる環境の整備		
取組	具体的内容	担当課
(1) ジェンダー平等の推進		
固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定的な性別役割分担意識に基づく慣行等の解消に向けた啓発と情報提供</li> </ul>	秘書政策課
職場内慣行の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の多様な職種への登用</li> </ul>	総務課他
あらゆるハラスメント防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>防止に関わる啓発と起きない職場環境づくり</li> <li>相談窓口の設置</li> </ul>	秘書政策課 総務課
国際理解と交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>稲敷市親善大使海外派遣・訪問団受入事業</li> <li>広報紙「姉妹都市」の発行</li> </ul>	まちづくり推進課

（２）援助が必要な家庭等への支援		
ひとり親家庭に対する自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子寡婦福祉会への支援</li> <li>母子父子自立支援員による相談支援</li> <li>子育て短期支援事業</li> <li>母子及び父子家庭高等技能訓練促進費交付事業</li> <li>児童扶養手当の支給</li> <li>母子寡婦福祉資金の貸付</li> <li>医療福祉事業</li> </ul>	こども支援課 保険年金課
高齢者や障がい者の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の生きがいと健康づくり事業</li> <li>シルバー人材センター助成事業</li> <li>高齢者福祉サービス事業</li> <li>介護保険サービス</li> <li>介護予防・日常生活支援総合事業</li> <li>障害福祉サービス</li> <li>地域生活支援事業</li> <li>医療福祉事業</li> </ul>	高齢福祉課 社会福祉課 保険年金課
在住外国人に向けた情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>在住外国人への情報提供</li> <li>相談と支援体制の充実</li> </ul>	まちづくり推進課
施策の方向２ 人生 100 年時代を見据えた生涯にわたる健康づくり		
取組	具体的内容	担当課
（１）男女の主体的な健康づくりの推進		
健康診査・各種検診の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民健診</li> <li>健診事後相談</li> <li>各種がん検診</li> <li>腹部超音波検査</li> <li>骨粗しょう症検診</li> <li>歯周病検診</li> <li>クレアチニン検査</li> <li>人間ドック、脳ドック助成</li> </ul>	健康増進課 保険年金課
健康の維持・増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>検診事後教室</li> <li>健康づくり教室</li> <li>公民館講座</li> <li>医療福祉事業</li> </ul>	健康増進課 生涯学習課 保険年金課
相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康教育</li> <li>健康相談</li> <li>栄養相談</li> <li>食生活改善推進員の活動</li> </ul>	健康増進課
（２）妊娠・出産等に関する健康支援		
ライフサイクルに応じた女性の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の健康教室</li> <li>子宮がん・乳がん検診</li> <li>骨粗しょう症検診</li> <li>妊産婦支援事業</li> <li>母子保健事業</li> </ul>	健康増進課
乳幼児の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児健診</li> <li>赤ちゃん訪問</li> <li>育児相談</li> <li>親子相談</li> </ul>	健康増進課



施策の方向3 あらゆる暴力の根絶		
取組	具体的内容	担当課
(1) 男女間の暴力等の根絶に向けた環境づくり		
DV防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力を根絶するための環境づくり</li> <li>市民への啓発と学校教育におけるDV防止対策の推進</li> <li>パンフレットやポスター設置、パープルライトアップ運動、広報紙等を活用した啓発</li> </ul>	こども支援課
児童虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、課内打合せ会議の開催</li> <li>要保護児童対策地域協議会における学校との連携及び協議会参加</li> <li>関係課連携</li> </ul>	こども支援課 指導室
(2) 被害者に対する支援		
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律相談</li> <li>人権相談</li> <li>心配ごと相談</li> <li>行政相談</li> </ul>	総務課 社会福祉課 (人権推進室)
被害者の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳における支援措置</li> </ul>	市民窓口課
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携体制</li> </ul>	秘書政策課 生活福祉課 こども支援課

# 第4次稲敷市男女共同参画計画

令和4年3月

発行 稲敷市

編集 行政経営部秘書政策課

〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚 1570 番地 1

TEL : 029-892-2000 (代)

ホームページ : <https://www.city.inashiki.lg.jp/>





稲敷市

